

平成26年第1回定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年3月7日		
招 集 の 場 所	御代田町議事堂		
閉 会 日 時	開 会	平成26年 3月 7日	午前10時00分
	閉 会	平成26年 3月 17日	午後 2時49分

第1日目

開議、散会の日時	開 会	平成26年 3月 7日	午前10時00分
	閉 会	平成26年 3月 7日	午後 4時29分

出席及び欠席議員の氏名、席次

議 席	氏 名	出 欠 席		議 席	氏 名	出 欠 席
1	池 田 る み	出 席		8	仁 科 英 一	出 席
2	井 田 理 恵	出 席		9	茂 木 勲	出 席
3	五 味 高 明	出 席		10	池 田 健 一 郎	出 席
4	徳 吉 正 博	出 席		11	内 堀 恵 人	出 席
5	奥 田 敏 治	出 席		12	市 村 千 恵 子	出 席
6	野 元 三 夫	出 席		13	古 越 弘	出 席
7	小 井 土 哲 雄	出 席		14	笹 沢 武	出 席

会議録署名議員	7番 小井土 哲雄
	8番 仁科 英一

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	荻原 謙一
議会係 長	古越 光弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂木 祐司	副 町 長	内堀 豊彦
教 育 長	——	会 計 管 理 者	山本 邦重
総 務 課 長	清水 成信	企 画 財 政 課 長	土屋 和明
税務課長補佐兼収税係長	竹内 英雄	教 育 次 長	重田 重嘉
町 民 課 長	尾台 清注	保 健 福 祉 課 長	小山 岳夫
産 業 経 済 課 長	飯塚 守	建 設 課 長	荻原 浩
消 防 課 長	土屋 淳		
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第1回定例会会議録

平成26年 3月 7日（金）

開 会 午前10時00分

―――日程第1 開会宣言―――

○議長（笹沢 武君） これより、平成26年第1回御代田町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側では、茂木康生税務課長、所用のため、欠席する旨の届け出があり、代理に竹内英雄税務課長補佐兼収税係長が出席する旨の届け出がありました。

ほかは全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

―――諸般の報告―――

○議長（笹沢 武君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

荻原謙一議会事務局長。

（議会事務局長 荻原謙一君 登壇）

○議会事務局長（荻原謙一君） 書類番号1をごらんいただきたいと思います。

諸般の報告

平成26年3月7日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案36件、報告1件、諮問1件が提出されています。
2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に説明のため、町長ほか関係者に出席を求めました。
4. 本定例会における一般質問通告者は、古越 弘議員外11名であります。
5. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次のページからは監査委員からの定期監査、例月現金出納検査報告書でございますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告させていただきます。

ますので、この場においては省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（笹沢 武君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

内堀恵人議会運営委員長。

（議会運営委員長 内堀恵人君 登壇）

○議会運営委員長（内堀恵人君） おはようございます。

それでは、報告をいたします。

去る3月3日、午後1時30分より、議会運営委員会を開催し、平成26年第1回御代田町議会定例会に提出予定の議案、陳情、一般質問等について、審議日程等を検討したので、その結果を御報告いたします。

本定例会に町長から提案されます案件は、人事案1件、事件案3件、条例案15件、予算案17件、報告1件、諮問1件、計38件であります。12月定例会以降提出された陳情は2件で、受理と決定いたします。

会期は本日より3月17日までの11日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程については、書類番号1をごらんいただきたいと思います。

20ページをお願いいたします。

会期及び審議予定書。

第 1日目 3月 7日 金曜日 午前10時 開会

諸般の報告

会期の決定

会議録署名議員の指名

町長招集の挨拶

議案上程、議案に対する質疑

議案の委員会付託

第 2日目 3月 8日 土曜日

休会

第 3 日目	3 月 9 日	日曜日		休会
第 4 日目	3 月 10 日	月曜日	午前 10 時	一般質問
第 5 日目	3 月 11 日	火曜日	午前 10 時	一般質問
第 6 日目	3 月 12 日	水曜日	午前 10 時	常任委員会
第 7 日目	3 月 13 日	木曜日	午前 10 時	常任委員会
第 8 日目	3 月 14 日	金曜日	午前 10 時	全員協議会
第 9 日目	3 月 15 日	土曜日		休会
第 10 日目	3 月 16 日	日曜日		休会
第 11 日目	3 月 17 日	月曜日	午後 1 時 30 分	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

続いて、常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告をいたします。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

3 月 12 日	水曜日	午前 10 時	大会議室
3 月 13 日	木曜日	午前 10 時	大会議室

町民建設経済常任委員会

3 月 12 日	水曜日	午前 10 時	議場
3 月 13 日	木曜日	午前 10 時	議場

全員協議会開催日程

3 月 14 日	金曜日	午前 10 時	大会議室
----------	-----	---------	------

以上で報告を終わります。

○議長（笹沢 武君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 3 月 17 日までの 11 日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より 3 月 17 日までの 11 日間と決しました。

○議長（笹沢 武君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長において

7番 小井土 哲雄議員

8番 仁科 英一議員

を指名いたします。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（笹沢 武君） 日程第4 議会招集のあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 議員の皆様には、時節柄、何かとお忙しい中にもかかわらず、御参集を賜り、平成26年第1回御代田町議会定例会が開会できますことに心から感謝申し上げます。

2月14日から16日までの大雪は、積雪量95cmを記録しました。除雪作業につきましても、14日金曜日の午後から第一次出動となり、その日の夜には、第二次出動となりました。建設業協会の各業者の皆様には、連日連夜、フル活動で除雪作業に当たっていただきました。

当町の除雪計画は、町道の総延長、約223kmのうち10cmの積雪を目安に出動する第一次出動路線は約104km、総延長の約47%、30cmの積雪を目安に出動する第二次出動路線の約33kmを加えますと、約137km、総延長の約61%となっており、除雪機械を所有する担当業者は9社、除雪機械は12台となっております。

町では、15日の早朝より順次職員の招集を行い、9時15分に災害対策本部を設置し、11時18分に全職員の招集を指示しました。これからの15日間、全職員も必要最小限の業務を行いながら、休日返上で早朝から深夜まで不眠不休の対応を行い、総務課や建設課などの連日の泊まり込み体制、人力での道路や歩道の除雪、除雪作業のための通行どめ要員、ごみ収集場所の復旧やパッカー車の通路の確保などに取り組みました。

今回の大雪は、国道18号線と浅間サンラインがストップしてしまったことによる大渋滞が発生し、この影響は、かりん道路まで及び、多くの方々が車の中に閉じ

込められてしまうという事態が発生しました。

町では、馬瀬口区と三ツ谷区の公民館とエコールみよたを避難所として開設し、各区の御協力で炊き出しを行っていただき、おにぎりなどを配っていただきました。

町でも避難所に職員を配置し、避難された方の宿泊にも対応しました。また、雪の中に閉じ込められている要介護者や高齢者世帯などの安否確認と、必要な支援も行いました。

17日、月曜日には、除雪路線の1車線確保がおおむね完了したため、18日、火曜日には、除雪業者と打ち合わせ会議を開催し、これまでの路線中心の作業から9社でエリアを分担し、各エリア内の生活道路の除雪を線から面への作業に変更しました。

さらに、夕方5時から連日の除雪会議を開催して、進捗状況の確認と翌日の作業内容等について除雪業者と打ち合わせを行いながら作業を進めてまいりました。

20日、木曜日からは、生活道路の除雪作業と並行して、幹線道路脇に寄せられた雪の運び出し作業を開始し、車線の拡幅に努めました。国土交通省と長野県の大形ロータリー除雪車も入ったことで大きく改善させることができました。

その結果、3月1日、土曜日の作業をもって今回の豪雪対応の集中作業は一区切りとし、その後は個別案件の対応としました。

今回の大雪に対する対応として、それぞれの地域での区長さんや議員の皆様を先頭にした御近所や住民同士の協力、助け合いによる除雪作業が大きな役割を果たしていただいたと感じています。

また、消防団も区と連携して出動していただきました。今回、地域の方が保有している除雪機やトラクター、トラックなどを使った除雪作業につきましては、必要な燃料費などを補助することとしました。

各学校の休校と保育園の休園により、通学路の除雪や児童の安全の確保など、PTAや保護者の皆様にも御協力いただきありがとうございました。

16日間、不眠不休で取り組んでいただいた建設業者の皆様、地域の皆様、さらに御迷惑をおかけしました全ての皆様の御支援と御協力に心より感謝を申し上げます。

次に、豪雪による農業被害について申し上げます。

2月の豪雪は、農業用ハウスの倒壊により、多くの被害をもたらすとともに、圃

場の残雪により、春野菜の栽培への影響に農業経営者は不安を抱いているところです。

今回の被害によって、農業の継続が困難になる事態も想定されることから、農家の方々が農業を継続できるようにすることが一番の眼目になると考えています。

当町の農業被害状況は、2月26日現在、農業用ビニールハウス等の倒壊が404棟で、被害額は1億7,502万円という、これまでにない極めて大きな被害となっております。既に農作業を本格的に始める時期になっています。まずは、農業経営者の早急なハウス等の再建や修繕対応などが農業経営の影響を少なくすることになりますから、町は現在、被害状況の確認作業を佐久浅間農業協同組合や農業委員会等関係機関と協力し、作業を進めております。

具体的な支援事業につきましては、国の起債農業者向け経営体育成支援事業や県の農作物等災害緊急対策事業等を注視しながら検討作業を進めています。

本定例会の中で、補正予算を組んで予算化し、平成25年度事業として早急に農家負担の軽減と農家の支援を図りたいと考えています。

今回の大雪から学ぶことは大であります。今後は、1mの大雪も想定した中での防災計画の見直し、除雪路線を含めた除雪体制の見直しなどが課題になってまいります。議員の皆様には、引き続き御支援と御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

さて、私が町長として2期目の運営を任されてから任期も残すところ1年を切りました。この3年間、混乱ではなくできるだけ安定した行政運営と急激な改革ではなく、山道を一步一步登るような堅実な改革に心がけて事業を進めてきたところでもあります。

この3年間に進めることができた事業としましては、一番大きなものが中学校の校舎の完成です。また、国の有利な交付金事業を取り入れて、この間、計画的に進めてきた世代間交流センターの建設は、特に私が力を入れてきた町の目玉ともなる事業です。一里塚区を皮切りに7施設を完成させ、豊昇区も完成に近づいてきています。さらに、三ツ谷区からも申請をいただいております。これをやり遂げなければなりません。既に3億数千万円の交付金を受けています。今後は、世代間交流センターが介護予防や健康の増進、地域の交流の場となって一層活用されるための方策を模索していく必要があります。

また、しなの鉄道をまたぐ栄橋のかけかえ事業や、道路や水路の改修、防災・減災対策にも積極的に取り組んできました。

新しく設置した防災係は、今回の大雪対応を始め、災害協定などの防災・減災対策で格段にレベルの高い成果を上げていると認識しています。

町が来年度に取り組むべき重要な課題は、異常な速度で増加している医療費をどのように抑えていくのか。そのための中心課題である町民の皆様の健康を守っていくという課題です。

来年度には、そのために解決すべき課題を明らかにして、将来に向けた方向性を明確にしていかなければなりません。

町のごみ処理の将来あるべき姿として、佐久市を中心に進められている新クリーンセンターの建設に向けた取り組みは、一部事務組合の設立に向けて1市3町の協議が重大な局面を迎えていることから、粘り強い取り組みが求められています。

来年度には、方向性を出し、事業成功のために力を尽くさなければなりません。

メルシャン跡地の活用方向と役場新庁舎の建設も重要な課題になっています。特に、役場新庁舎は、議会の皆様とも十分に相談をさせていただきながら、50年後の御代田町に十分対応できる施設の建設を目指していきたいと考えています。

この4月から消費税の増税や各種料金の値上げなどが予定されており、これが町民生活や町の経済活動にどのような影響が出るかは未知数の課題です。町内企業や農業経営における状況の変化に柔軟に対応して、必要な経済対策を迅速に進めなければならないと考えております。

また、昨今、振り込め詐欺等の事件が多発しており、被害の拡大を防ぐためにも、注意喚起や啓発活動など、引き続き消費者行政を進めていきたいと考えております。

私に求められているのは、日々の情勢の変化にどのように的確に対応して、町民の皆様の暮らしを守っていくのかということだと認識しています。目は広く日本と世界の動きを見つめつつ、足はしっかりと御代田の大地を踏みしめて、みずからに与えられた責務を果たしていきたいと考えています。

さて、本定例会に提案させていただいております案件は、人事案1件、事件案3件、条例案15件、制定3件、一部改正12件、平成26年度当初予算案11件と、平成25年度補正予算案6件の計17件、報告事項1件、諮問1件の合計38件です。

提案させていただきます議案の概要を申し上げます。

人事案件につきましては、昨年12月に任期満了で退任された教育委員会委員1名について欠員となっておりますが、今回、選任同意をお願いするものです。

事件案につきましては、障害者の日常生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う佐久広域連合規約の変更協議、まちづくり交付金事業、御代田駅周辺地区整備に伴う栄橋かけかえ工事委託協定の変更を含めた3件です。

条例案につきましては、高齢化が進み、遊休化した農地及び地域資源を利活用し、都市部の皆さんとの交流や地域の活性化を図る場として面替地区に滞在型農園施設クラインガルテンを設置するための条例制定、小沼地区簡易水道と御代田町簡易水道を統合し、御代田町水道事業移行に関連する御代田町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定を含めた条例制定案3件です。

条例の一部改正についてですが、消防団員の待遇及び消防施設改善強化に関して、委員定数を1名ふやして消防関係者以外の意見を取り入れ、消防団活動の向上を図るため、御代田町消防委員会条例の一部改正、当町にお住まいの高齢者に対し、その労を報い、長寿を祝福するため敬老給付金をお贈りしておりますが、近隣市町村の状況を踏まえ、給付対象者について見直しを行うため、御代田町敬老給付金条例の一部改正を含めた条例の一部改正12件をお願いするものです。

次に、予算案ですが、平成26年度当初予算につきましては、長期振興計画、自律協働のまちづくり推進計画を基本に、健全財政を堅持しながら、事業効果を検討する中で編成を行いました。

一般会計の予算額は56億7,458万円で、前年度に比べ3億2,349万円、5.4%の減少となっております。

歳入の主な減額要因は、前年度から2,800万円の減額を見込んだ地方交付税や第1期都市再生整備計画、旧まちづくり交付金事業の終了から国庫支出金で1億1,945万円の減額、町債で3億7,670万円の減額となったことによるものです。

歳入のうち、町税は21億7,517万円の計上で、前年度と比較して1,891万円の増となっております。家屋の新・増築による固定資産税家屋分や町たばこ税等の増収はあるものの、法人町民税や固定資産税のうち、土地及び償却資産分は増収を見込めずにまだまだ厳しい状況が続いています。

歳出の減額の要因は、平成21年度から事業実施し、前年度しなの鉄道栄橋かけかえ委託料などを計上していた旧まちづくり交付金事業が終了したことによるものです。

主な事業につきましては、平成30年度までの5年間を計画期間としている第2期都市再生整備計画事業として2億2,273万円をお願いしました。

26年度については、大林児童館の用地購入や道路改良事業、龍神の杜公園の園路整備事業を予定しています。

このほか役場庁舎基本設計業務、南小学校大規模改造事業やクラインガルテン整備事業などを計上しました。

特別会計の国民健康保険特別会計では1億1,051万円の増額となっています。これは保険税率の改正による保険税の増額と一般会計からの安定化対策事業繰入金2,000万円を計上し、保険給付費等の増額に対応するものです。

国民健康保険特別会計を含めた特別会計においては、9会計で35億3,277万円を計上していますが、このほかに御代田簡易水道及び小沼簡易水道を統合し、新たに公営企業会計として御代田・小沼水道会計の予算案を提出させていただいております。

続きまして、平成25年度一般会計補正予算（第5号）の概要ですが、歳入歳出総額からそれぞれ1億5,883万円を減額し、合計59億8,604万円とするものです。

歳入は、歳出事業費の確定や見込みによる国県支出金や町債の減額を計上しました。また、当初予算と同様に、保険給付費の伸びが著しい国民健康保険特別会計への繰出金の財源とするため、地域振興基金からの繰入金2,000万円の増額をお願いしています。

歳出は、まちづくり交付金事業で実施しているしなの鉄道栄橋かけかえ委託料や下藤塚地区の水路改良事業など、事業の確定見込みや入札差金などに伴う減額が主な内容です。

そのほか、労務単価、資材単価の高騰から建設費の増大が心配される役場庁舎の整備に対応するため、役場庁舎整備基金への積立金2億円を計上させていただきました。

また、特別会計の補正予算につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計の

3,129万円の増額を含め、5会計において総額381万円の増額補正を計上しました。

報告事項につきましては、平成26年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告です。諮問1件につきましては、平成26年6月30日をもって人権擁護委員1名の任期満了に伴い現在の委員の再任について意見を求めるものです。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしく御審議をいただき、原案どおりの御採決をいただきますようお願い申し上げます。平成26年第1回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（笹沢 武君） これより議案を上程いたします。

―――日程第5 議案第1号 教育委員会委員の任命について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第5 議案第1号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水成信総務課長。

（総務課長 清水成信君 登壇）

○総務課長（清水成信君） おはようございます。

それでは、議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

教育委員会委員の任命につきましては、昨年12月24日以降、委員が1名欠員となっております。このため今回任命同意を求めるため議案を提出するものでございます。

議案第1号 教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 御代田町大字御代田2429番地6

氏 名 櫻 井 雄 一

生年月日 昭和19年2月22日生

平成 26 年 3 月 7 日 提出

御代田町長 茂木祐司

教育委員会委員の任命同意をお願いいたします櫻井雄一氏は、新潟大学卒業後、昭和 42 年南相木中学校に教諭として新任勤務以来、平成 16 年 3 月御代田北小学校長を最後に定年退職されました。この間、小中学校の教諭として 23 年間、メキシコ日本人学校 3 年間、小学校の教頭として 6 年間、小学校長として 5 年間の 37 年間の長きにわたり勤務をされました。

平成 16 年 4 月 1 日からは、御代田町教育長として平成 19 年 2 月 27 日までの 2 年 11 カ月、その後、平成 19 年 6 月 19 日から東原児童館の館長として平成 26 年 2 月 28 日までの 6 年 8 カ月にわたり、その重責を果たされ、教育並びに町行政の発展に御尽力をいただいたところであります。

今回、教育委員会委員として、教育委員会改革や教育行政全般にわたり、その経験を生かしていただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定にありますところの人格が高潔で、教育、学術、文化に関し識見を有する者として任命同意をお願いするものでございます。

任期につきましては、本日同意をいただければ、平成 26 年 3 月 7 日から平成 30 年 3 月 6 日までの 4 年間でございます。

どうぞ、よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 1 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第 1 号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意する

ことに決しました。

―――日程第6 議案第2号 佐久広域連合規約の変更について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第6 議案第2号 佐久広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水成信総務課長。

（総務課長 清水成信君 登壇）

○総務課長（清水成信君） それでは、議案書の5ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第2号 佐久広域連合規約の変更について

地方自治法第291条の3第1項の規定により、佐久広域連合規約を別紙のとおり変更する。

平成26年3月7日 提出

御代田町長 茂木祐司

今回のこの規約変更につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、この法律の一部改正によりまして、障害程度区分が、障害支援区分に改正されることから、審査会名等の対応する部分について規約を改正するものでございます。

それでは、議案書の6ページをお開きいただきたいと思ひます。

佐久広域連合規約の一部を次のように改正するということでありまして、次のページ7ページに新旧対照表もありますので、そちらをあわせてごらんをいただきたいと思ひますけれども、第4条第13号及び第5条第13号並びに別表13の項中「障害者程度区分認定審査会」を「障害支援区分認定審査会」に改めるものであります。

附則といたしまして、この規約は平成26年4月1日から施行するものでございます。

提案の説明は以上でございます。よろしく御審議を賜り、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、提案説明とさせていただきます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第2号 佐久広域連合規約の変更については、原案のとおり決しました。

―――日程第7 議案第3号 まちづくり交付金事業

御代田駅周辺地区整備に伴う栄橋架け替え工事委託変更協定について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第7 議案第3号 まちづくり交付金事業 御代田駅周辺地区整備に伴う栄橋架け替え工事委託変更協定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは、議案書の9ページをお願いいたします。

しなの鉄道に委託して発注した栄橋の橋本体の土木工事の入札差金分を変更するものでございます。

議案第3号 まちづくり交付金事業 御代田駅周辺地区整備に伴う栄橋架け替え工事委託変更協定について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定

に基づき工事委託した、まちづくり交付金事業 御代田駅周辺地区整備に伴う栄橋架け替え工事委託協定について、下記により委託変更協定を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求めるものでございます。

記

協定金額 当初 6億8,012万7,000円

変更 5億2,557万6,187円

変更額ですが、1億5,455万813円の減額でございます。

説明は、以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第3号 まちづくり交付金事業 御代田駅周辺地区整備に伴う栄橋架け替え工事委託変更協定については、原案のとおり決しました。

―――日程第8 議案第4号 豊昇地区世代間交流センターの

指定管理者の指定について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第8 議案第4号 豊昇地区世代間交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

(保健福祉課長 小山岳夫君 登壇)

○保健福祉課長(小山岳夫君) 議案書の10ページをお願いいたします。

本3月完成予定の豊昇地区世代間交流センターの指定管理者の指定をお願いする
ものでございます。

議案第4号 豊昇地区世代間交流センターの指定管理者の指定について

下記の者を豊昇地区世代間交流センターの指定管理者として指定したいから、御
代田町公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、議会の議決を
求める。

記

施設の名称 豊昇地区世代間交流センター

施設の所在 御代田町大字豊昇1091番地1

指定管理者 御代田町豊昇区

指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで4年間ござ
います。

説明は以上でございます。御審議の上、お認めいただきますようお願いを申し上
げます。

○議長(笹沢 武君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第4号 豊昇地区世代間交流センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

―――日程第9 議案第5号 御代田町消防委員会条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第9 議案第5号 御代田町消防委員会条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋 淳消防課長。

（消防課長 土屋 淳君 登壇）

○消防課長（土屋 淳君） 議案書の11ページをお願いいたします。

議案第5号 御代田町消防委員会条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

御代田町消防委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出するものでございます。

12ページをお願いします。

本条例案は、御代田町消防委員会の委員構成を見直すものでございます。現在5名の委員で構成されておりますが、いずれも消防関係者でありますことから、議員さんに委員に加わっていただき、消防関係者以外の視点で意見や助言をいただき、よりよい消防を構築しようとするものであります。

また、委員会の権威が高まることも期待するものでございます。

13ページの新旧対照表をごらんください。

改正内容でございますが、御代田町消防委員会条例第3条第1項の委員を「5名」から「6名」に改め、第2項第1号に「町議会において、議員のうちから推薦した者2名」を新たに加え、第2号の消防団長、同副団長を「3名」から「2名」に、第3号を「消防に関し識見を有する者2名」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行するというものでございます。

説明は以上です。御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第10 議案第6号 御代田町非常勤消防団員に係る退職報償金の

支給に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第10 議案第6号 御代田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋 淳消防課長。

（消防課長 土屋 淳君 登壇）

○消防課長（土屋 淳君） 議案書の14ページをお願いします。

議案第6号 御代田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案について、御説明をいたします。

御代田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出するものでございます。

15ページをお願いします。

本条例案は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が、昨年12月13日に公布され、本法律により消防団員の処遇改善のための措置を講ずることとされました。

これにより、消防団員と公務災害補償と責任共済等に関する法律施行例が改正され、消防団員に係る退職報償金の支払い額が引き上げられるため、所要の改正を行おうとするものであります。

改正内容でございますが、御代田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中、別表を次のように改めるものでございます。

退職報償金の額は、階級と勤務年数によって定められておりますが、今回の改正

によりまして、5年以上10年未満の団員が5万6,000円、そのほかについては一律5万円の引き上げを行うものでございます。

附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行するというものでございます。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御承認くださいますよう、お願いをいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第11 議案第7号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第11 議案第7号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋 淳消防課長。

（消防課長 土屋 淳君 登壇）

○消防課長（土屋 淳君） 議案書の17ページをお願いします。

議案第7号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出するものでございます。

18ページをお願いします。

本条例案は、御代田町消防団員と公務災害補償条例の規定の中で運用しています。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、共同生活介護と共同生活援助が一元化され、共同生活介護に関する条項が削除されたことにより、本条例の規定に項ずれが生ずるため、条文整理を行おうとするものであ

ります。

改正内容でございますが、19ページの新旧対照表もあわせてごらんください。

御代田町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項第2号中「第12項」を「第11項」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するというものでございます。

説明は以上です。御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第12 議案第8号 御代田町世代間交流施設設置及び管理に

関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第12 議案第8号 御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） 議案書20ページをお願いいたします。

議案第8号 御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

本条例に3月完成予定の豊昇地区世代間交流センターを追加するものでございます。

21ページをお願いいたします。

御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中に「豊昇地区世代間交流センター、御代田町大字豊昇1091番地1」を加える内容でございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

説明以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第13 議案第9号 御代田町やまゆり共同作業所の

設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第13 議案第9号 御代田町やまゆり共同作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） 議案書23ページをお願いいたします。

議案第9号 御代田町やまゆり共同作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町やまゆり共同作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴いまして、条文を引用している部分の改正を行うものでございます。

24ページをお願いいたします。

御代田町やまゆり共同作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

御代田町やまゆり共同作業所の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改

正する。

第5条第1号中「第6項」を「第7項」に改め、同条第2号中「第15項」を「第14項」に改め、同条第3号中「第21項」を「第25項」に改める。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第14 議案第10号 御代田町敬老給付金条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第14 議案第10号 御代田町敬老給付金条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） 議案書の26ページをお願いいたします。

議案第10号 御代田町敬老給付金条例の一部を改正する条例案について

御代田町敬老給付金条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出する。

これまで100歳に5万円、88歳、99歳、101歳以上の方に1万円を贈っていた敬老給付金について、近隣市町の状況も鑑み、給付対象を88歳と100歳とする内容でございます。

27ページをお願いいたします。

御代田町敬老給付金条例の一部を改正する条例案

御代田町敬老給付金条例の一部を次のように改正する。

第2条中「99歳以上」を「100歳」に、「99歳に」を「100歳に」に改める。第3条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削る。

附則、この条例は公布の日から施行する。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 1 5 議案第 1 1 号 御代田町社会教育委員に関する条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 1 5 議案第 1 1 号 御代田町社会教育委員に関する条例

の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

重田重嘉教育次長。

（教育次長 重田重嘉君 登壇）

○教育次長（重田重嘉君） それでは、29 ページをお願いいたします。

議案第 1 1 号 御代田町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出する。

趣旨説明でございます。

社会教育委員法に規定されております社会教育委員は、社会教育に関する計画の立案や調査の研究を行うことなどによりまして、社会教育に関して教育委員会に助言をする役割を果たしております。

平成 2 5 年 6 月、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律というのが公布され、社会教育法の第 1 5 条並びに第 1 8 条が改正されました。

このことによりまして、社会教育委員の委嘱に関する基準、それらが法律から控除されるとともに、文科省で定めております基準を参酌して、町ごとに条例で定め

るようになっております。

このことによりまして、今回、御代田町社会教育委員に関する条例の一部を改正し、社会教育委員の委嘱の基準を規定しまして、条例を見直すものでございます。

次の30ページ並びに新旧対照表あわせてごらんください。

御代田町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例（案）

御代田町社会教育委員に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「社会教育委員法第18条の規定に基づき、社会教育委員の設置」を「御代田町社会教育委員の設置、委嘱の基準」に改める。

第6条を第7条とする。

第5条中「法第15条第2項」を「委嘱の基準」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とする。

第3条中「法第15条第2項に該当する者」を削り、同条を第4条とし、第2条の次に、次の1条を加える。

（委嘱の基準）

第3条 委員の委嘱の基準は、学校教育並びに社会教育委員の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから委嘱することとする。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第16 議案第12号 御代田町滞在型農園施設設置及び管理に

関する条例を制定する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第16 議案第12号 御代田町滞在型農園施設設置及び管

理に関する条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

飯塚 守産業経済課長。

(産業経済課長 飯塚 守君 登壇)

○産業経済課長（飯塚 守君） 議案書 32 ページをお開きください。

議案第 12 号 御代田町滞在型農園施設設置及び管理に関する条例を制定する条例案について

御代田町滞在型農園施設設置及び管理に関する条例を制定する条例について、別紙のとおり提出する。

本条例案は、面替地区で事業を進めております滞在型農園を公の施設として条例で定め、平成 27 年 4 月 1 日からの開設に向けて提案するものでございます。

議案書 33 ページをお願いします。

御代田町滞在型農園施設設置及び管理に関する条例（案）です。

第 1 条、第 2 条によりまして、御代田町滞在型農園施設を公の施設として本条例により設置及び管理に関し定めるものでございます。

第 3 条は、名称及び位置でございます。

第 4 条、第 5 条におきまして、指定管理者に係る事項を定めております。

第 6 条は、構成施設の内容を定めております。

34 ページをお願いします。

第 7 条では、第 6 条の施設にかかわる使用期間を定めておりまして、第 6 条の 1 号から 3 号に係る施設の使用期間を定めております。1 年とし、最大で 5 年間の使用となっております。

第 8 条は、使用の許可、第 9 条は、使用の制限、35 ページいきまして、第 10 条が使用の中止、第 11 条は、使用料について定めておりまして、使用料については別紙でございます。

第 12 条は、使用料の減免、第 13 条は、使用料の還付を定めております。

第 14 条として、ラウベ等の使用者の負担、使用の負担について定めております。

36 ページをお願いします。

第 15 条で使用者の管理義務、第 16 条で使用者の目的外使用、権利譲渡の禁止等について定めております。

第17条では、原状回復義務、第18条では、ラウベ等について、利用状況や使用期間終了時に検査を行うことを定めております。

第19条では、損害賠償を定めております。

37ページですが、第20条は、この条例に定めるほか、施行に関しては、必要な事項は、別に町長が定めるということです。

附則として、この条例は平成27年4月1日から施行する。

別表第11条関係、使用料ですが、ラウベ付き農園1区画につき年額40万円としております。

備考につきましては、年度途中から使用する場合の使用料についてうたっております。

説明、以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

池田議員。

（10番 池田健一郎君 登壇）

○10番（池田健一郎君） 議席番号10番、池田です。

昨年の12月の定例会の一般質問で、クラインガルテンの様子いろいろ質問してきましたけれども、立派な条約ができて、これで本格的に運用されていくんだなという感じでよかったなと思っています。

ちょっと二、三お聞きしたいんですが、34ページの7条、それから、9条、その次には、18条について、この7条の3項ですか。前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めるときは、4回を超えて使用期間を更新することができるというんですけれども、これ幾らでもいいよというふうな解釈になっちゃうんで、4回を超えたら、どのくらいまでというふうな上限設定というのは必要じゃないでしょうか。

それから、9条の2項で、この町長は、その賠償の責めを負わないという形で損害が生じても町では利用者からの損害賠償請求に対して応じないよというふうなことで書いてあるんですが、このことはいいんですけれども、この3項にあるクラインガルテンの管理上特に必要があると認められたときというの、これ町側で決めて、

例えば、ここ都合が悪いから退去しなさいよとかいうふうなことの意味を言うんじゃないかと思うんです。そうすると、この使用者については、別に責任があっただろうこうするわけじゃないので、この辺のところを、もしかすると、ちょっと矛盾するかなというふうな感じがします。

それから、18条にいきますけれども、18条は、クラインガルテンの管理上の必要があると認めるときは、町長の指示したものが、これを管理するんだというふうになってますけれども、その前に指定管理者というのが指定されるわけですね、トータル的な管理者として。これは別の人員とか、別の組織でこういったものを構成していくのか。この辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 以上3点について。産業経済課長、飯塚課長。

（産業経済課長 飯塚 守君 登壇）

○産業経済課長（飯塚 守君） 御質問に対してお答えします。

使用期間第7条の3項のことですが、一応今のところ5年を限度として考えておりますが、最高5年を限度として考えておりますが、詳細につきましては、今後、要綱等で定め、対応していきたいと考えております。

なお、ほかの件につきましても、順次要綱で細かく定めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） 今の3項のやつ、7条の3項については、また相談してこう決めていくという意味でいいんですか。

○議長（笹沢 武君） 産業経済課長。

○産業経済課長（飯塚 守君） 現在では、一応5年を限度として考えておりますが、特に必要と認める場合等について、よく協議し進めていきたいと思っております。（「規則で定める」と呼ぶ者あり）規則で定めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） ぜひそのように、こういう立派な条例、条文ができてくるんだから、そういったことまで曖昧にしないで、きちんとやっておいていただきたいなと思っております。

その後の賠償の問題、これにお答えいただけないように感じます。

○議長（笹沢 武君） 賠償問題について答弁してください。

飯塚産業経済課長。はい、どうぞ。

○産業経済課長（飯塚 守君） お答えします。

使用者の申し出により取り消したものでございますので、町の責任は負わないという解釈でございました。

○議長（笹沢 武君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） これは、使用者に問題があつて、取り消しをするときは賠償の責任は町は負わないよと書いてある文章ですね、これ。ですから、先ほど言ったように、町が、あるいはそこを退去してもらわなきゃ困るよというような状態になって退去させたときに、町は責任を負わないんですかということを知りたいんです。

○議長（笹沢 武君） 答弁者、飯塚産業経済課長。

○産業経済課長（飯塚 守君） その点につきましても規則でよく協議して、要綱を規則で定めていきたいと思ひます。

○議長（笹沢 武君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） もう1点、18条の管理の件についてもお答えいただけてないんです。これどんなふうを考えていらっしゃるんですか。

○議長（笹沢 武君） 18条についての答弁を求めます。どなたかいらっしゃいますか。
飯塚産業経済課長。

○産業経済課長（飯塚 守君） クラインガルテンの管理を含めてですが、町の施設ですから、町が管理するわけですが、その中で指定管理者制度もあります。町として適正に管理すべきことを検討し、進めていきたいと思ひます。

○議長（笹沢 武君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） 自責、他責をこれはっきりしといてもらえば、これいいことなんです。みんな一緒くたになつてるから、そういう感じで受けるんですけどね。だから、その辺のところをしっかりとやっていただいて、課長には、事前に通告してなくて、答弁苦労されて済みませんでした。終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手願ひます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 07 分)

(休 憩)

(午前 11 時 22 分)

○議長（笹沢 武君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

―――日程第 17 議案第 13 号 御代田町建設工事の分担金賦課徴収条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 17 議案第 13 号 御代田町建設工事の分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

萩原 浩建設課長。

(建設課長 萩原 浩君 登壇)

○建設課長（萩原 浩君） 議案書の 38 ページをごらんください。

議案第 13 号 御代田町建設工事の分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例案について別紙のとおり提出いたします。

本条例の一部改正案につきましては、上位法であります地方自治法に受益者分担金を徴収することができる旨の規定がございます。昭和 22 年の地方自治法制定当時には、同法の規定にも金銭のほかに、夫役または現品でかえることができましたが、現在は、分担金のみの規定と改正されております。

このたび代表監査委員からの御指摘もございまして、一部改正をお願いするものでございます。

次のページをごらんください。

御代田町建設工事の分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例（案）

御代田町建設工事の分担金賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「金銭夫役又は現品」を「分担金」に改める。

第 4 条を削る。

第 5 条第 1 項中「第 3 条」を「前条」に、「賦課金又は夫役現品」を「分担金」に改め、同条を第 4 条とし、第 6 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附則

この条例は公布の日から施行する。

次の４０ページ、４１ページは新旧対照表でございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第１８ 議案第１４号 御代田町道路等占用料徴収条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第１８ 議案第１４号 御代田町道路等占用料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の４２ページでございます。

議案第１４号 御代田町道路等占用料徴収条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

本条例の一部改正案につきましては、４月から消費税率が改正となることから、道路等の占用料にも消費税の対象となるものがございますので、その部分であります別表の備考を一部改正するものでございます。

次の４３ページをごらんください。

御代田町道路等占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改め文でございますが、第１条中「御代田町公共物管理条例」の次に「（平成元年御代田町条例第１８号）」を加える。

別表備考中「月割り」を「月割」に、「１．０５を乗じて得た額とする。」を「消費税法の規定する消費税率を乗じて得た消費税額及び当該消費税額に地方税法第７２条の８３に規定する地方消費税率を乗じて得た合計額を加えた額とする。」

に改める。

附則としまして、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

次の44ページ、45ページは、新旧対照表でございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第19 議案第15号 御代田町営住宅管理条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第19 議案第15号 御代田町営住宅管理条例の一部を改

正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の46ページでございます。

議案第15号 御代田町営住宅管理条例の一部を改正する条例案について別紙のとおり提出いたします。

本条例の一部改正案につきましては、町営住宅の入居者の資格を定めた条項の記述について、法律の名称改正などがございましたので、その法律の改正にかかわる部分について条例改正が必要となったものでございます。

次の47ページをごらんください。

御代田町営住宅管理条例の一部を改正する条例（案）

改め文でございますが、第5条第1号ク中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に、「配偶者暴力防止法」を「配偶者暴力防止等法」に改め、「する被害者」の次に「又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴

力を受けた者」を加え、同号ク（ア）中「第3条第3項第3号」の次に「（同法第28条の2において準用する場合を含む。）」を、「第5条」の次に、「（同法第28条の2において準用する場合を含む。）」を加え、同号ク（イ）中「第10条第1項」の次に「（同法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

附則としまして、この条例は、平成26年7月3日、これは配偶者暴力防止等法の施行日でございますが、3日から施行する。

次の48ページは新旧対照表でございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第20 議案第16号 御代田町企業職員の給与の種類及び基準に

関する条例を制定する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第20 議案第16号 御代田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の49ページでございます。

議案第16号 御代田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を制定する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

本条例案の制定につきましては、4月1日から上水道事業を始めるに当たりまして、公営企業法が全部適用となりますので、町の一般職の給与条例と全く同様に企業職員の給与条例を新たに制定するものでございます。

なお、当町におきましては、下水道業務を兼務しておりますので、職員の身分に

つきましては、これまでと変わりがございません。

次の50ページをごらんください。

御代田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（案）

各条立て及び文言につきましては、標準例及び先進地の既存条例に倣っております。

第1条で目的、第2条で給与の種類、第2項としまして給料、3項としまして常勤の者の手当、第4項で、再任用常勤の規定、第3条で、給与の基準、第4条で、臨時職員または非常勤職員の給与の規定、第5条は、町長に委任ということでございます。

附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第21 議案第17号 御代田町水道事業の剰余金の

処分等に関する条例を制定する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第21 議案第17号 御代田町水道事業の剰余金の処分等

に関する条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

萩原 浩建設課長。

（建設課長 萩原 浩君 登壇）

○建設課長（萩原 浩君） 議案書の51ページでございます。

議案第17号 御代田町水道事業の剰余金の処分等に関する条例を制定する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

本条例案の制定につきましても、4月1日から上水道事業を始めるためのものでございます。これまでの2つの簡易水道の基金につきましては、さきの12月議会

で議決いただきました基金条例で管理をし、4月1日以降の剰余金につきましては、本剰余金条例で管理していくものでございます。

次の52ページをごらんください。

御代田町水道事業の剰余金の処分等に関する条例（案）

こちらにつきましても、各条立て及び文言につきましては、標準例及び先進地の既存条例に倣っております。

第1条で趣旨、第2条で利益処分の方法及び積立金の取崩しということで2項でそれぞれ基金の種類、3項で目的外使用も認めると。場合によっては、認めるという規定でございます。

第3条で、資本剰余金、第4条で町長に委任ということで、附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第22 議案第18号 御代田町営水道条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第22 議案第18号 御代田町営水道条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の53ページでございます。

議案第18号 御代田町営水道条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

本条例の一部改正案につきましては、これまで町税条例に準じていた水道料金の

延滞金につきまして、私債権管理条例に準じて遅延損害金に改めるものでございます。

税は1カ月以内7.3%、それを過ぎると14.6%の延滞金となっておりますが、水道料金は、民法の規定によるものとされており、5%の遅延損害金というものになるものでございます。

次の54ページをごらんください。

御代田町営水道条例の一部を改正する条例（案）

改め文でございますが、第31条（見出しを含む。）中「延滞金」を「遅延損害金」に改め、同条中「御代田町町税条例」を「御代田町私債権管理条例及び御代田町税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例」に改める。

附則

この条例は平成26年4月1日から施行する。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第23 議案第19号 御代田町個別排水処理施設の

設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第23 議案第19号 御代田町個別排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の56ページでございます。

議案第19号 御代田町個別排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例案について別紙のとおり提出いたします。

本条例の一部改正案につきましては、これまでは豊昇・面替地区の一般住宅のみを想定しており、既存の公民館は未接続となっております。このたび現在建築中の豊昇区の世代間交流センター約20人槽の接続要望がございます。面替区のクラインガルテンも具体化してきてまいりました。あと民間のアパートなども想定しながら、1人槽当たり210円の管理料の増額を算出しまして、累進的に別表を改めるものでございます。

次の57ページをごらんください。

御代田町個別排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例(案)

次のように改正するものです。

別表中、11人槽以上、町長が定める額をごらんの表のとおり改めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長(笹沢 武君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第24 議案第20号 平成26年度御代田町一般会計予算案について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第24 議案第20号 平成26年度御代田町一般会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長(土屋和明君) それでは、議案書の59ページをお願いいたします。

議案第20号 平成26年度御代田町一般会計予算案について

地方自治法第211条第1項の規定により平成26年度御代田町一般会計予算を、

別冊のとおり提出するものでございます。

別冊の予算書の1ページをお願いいたします。

平成26年度御代田町の一般会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56億7,458万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は15億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項間の流用。

次の2ページからの「第1表 歳入歳出予算」については、お手元にお配りしてございます資料番号1で御説明をさせていただきます。そちらをお開きいただきたいと思っております。

歳入でございます。

款1、町税。項1、町民税。7億4,730万円の計上でございまして、法人町民税の減額見込みから280万円の減額を見込んでございます。

項 2、固定資産税。11億5,950万円の計上でございまして、家屋につきましては、新・増築等で若干伸びてございますが、土地、償却資産ともに減額でございまして、1,030万円の増額の計上であります。

項 3、軽自動車税でございまして、3,740万円の計上で、軽自動車の台数の増加によりまして260万円の増額を見込んでございます。

項 4、町たばこ税。1億1,170万円でございまして、売り上げ本数の増加により610万円の増額を見込んでございます。

項 5、入湯税。67万円の計上でございまして、利用者の増が見込まれ、22万円の増額でございまして。

項 6、都市計画税。1億1,860万円の計上でございまして、こちらも固定資産税と同じように250万円の増額を見込んでございます。

特別土地保有税につきましては、これは滞納繰り越しがあったものでございますけれども、25年度中に不納欠損処分を行いまして、こちらは廃項ということになります。

款 2、地方譲与税。項 1、自動車重量譲与税。この地方譲与税から8の自動車取得税交付金につきましては、県の収入見込みによる額を計上してございます。自動車重量譲与税は4,600万円、2の地方揮発油税譲与税は1,970万円、3の利子割交付金につきましては340万円、4の配当割交付金につきましては640万円、5の株式等譲渡所得割交付金は80万円、6の地方消費税交付金につきましては1億6,530万円、7のゴルフ場利用税交付金につきましては2,000万円、8の自動車取得税交付金につきましては1,020万円の計上でございます。9、地方特例交付金でございまして、1,000万円の計上でございまして、今年度実績から見込みまして100万円の減を見込んでございます。

2ページお願いいたします。

款 10、地方交付税でございまして、12億4,000万円の計上でございます。普通交付税で2,800万円の減額を見込んでございます。

款 11、交通安全交付金でございまして、25年度実績から180万円の計上があります。

12、分担金及び負担金で、負担金でございまして、9,848万3,000円ということで、管外保育負担金等の減額により222万4,000円の減額を見込んで

でございます。

13、使用料及び手数料、項1、使用料でございますが、7,034万3,000円でございます。こちらは、複合文化施設の使用料の見直し等によりまして、171万5,000円の増額を見込んでございます。手数料につきましては、977万4,000円という計上であります。

14の国庫支出金、項1、国庫負担金でございますが、3億1,769万円の計上でございます。こちらにつきましては、保育所運営費等の負担金の伸びを見込んで732万4,000円の増額を見込んでございます。

項2、国庫補助金でございます。2億7,253万7,000円の計上でございます。こちらは旧まち交の交付金が減額となる等で1億1,870万円の減額を見込んでございます。

項3、委託金でございます。421万2,000円でございます。こちらは、参議院の委託金がなくなりまして、807万8,000円の減額を見込んでございます。

款15、県支出金でございます。項1、県負担金。1億5,830万8,000円、こちらも保育所運営負担金の伸び等で1,022万8,000円の増額を見込んでございます。

項2、県補助金でございます。1億6,726万7,000円の計上でございます。クラインガルテン事業等で776万7,000円の増額を見込んでございます。

項2、委託金でございます。3,808万1,000円、こちらにつきましては、来年度県知事選挙、それから、県議の補欠選挙等々で1,141万6,000円の増額を見込んでございます。

16、財産収入でございます。項1、財産運用収入690万7,000円ということで、こちらにつきましては、基金利子の2年定期で期限前のものがあるということで、367万7,000円の減額を見込んでございます。

財産売り払い収入でございますが、301万5,000円を計上してございます。

17の寄附金でございますが、こちらは3,000円で項目取りでございます。

18の繰入金、基金繰入金で1億9,974万5,000円ということでございます。こちらはふるさと創生基金、教育施設整備基金、地域振興基金をそれぞれ取り崩す予定でございます。

19の繰越金で5,000万円の計上でございます。

20の諸収入、延滞金・加算金及び過料でございますが、こちらは500万2,000円の計上でございます。

3ページをお願いいたします。

項2の町預金利子でございますが、歳計現金の利子ということで45万円の計上であります。

項3、貸付金元利収入。2,706万9,000円の計上であります。こちらにつきましては、地域総合整備資金償還金、これは日穀製粉への融資の返還金です。

4の雑入といたしまして8,552万4,000円ということです。こちらにつきましては、新たに項目を設けました郡福祉施設組合人件費、これが新たに人件費としてございまして、新たに項目を設けまして863万3,000円皆増となっております。

それから、消防団退職報償金ということで、これが24年度は計上がございませんでした。25年度で計上をいたしました。こちらにつきましては1年任期が延びるというような形の中で支出は実質的にございまして、26年度に改めて計上する。それと、先ほど処遇改善の関係での増額の条例改正の提案がございました。その部分も含んで額が大きくなってございます。

21の町債でございますが、4億6,140万円の計上でございますが、こちらにつきましては、都市再生整備事業の旧まち交でございますが、こちらが大きく減じられたことによりまして、3億7,670万円の減額を見込んでございます。歳入合計が56億7,458万円という状況でございます。

続きまして、歳出について説明いたします。4ページをお願いいたします。

款1、項1、議会費。7,677万8,000円の計上でございます。こちらにつきましては、議員の報酬、期末手当等々でございます。

款2、総務費。項1、総務管理費でございます。5億1,696万5,000円の計上でございます。こちらは、新たに役場庁舎の基本設計委託料1,900万余を増額はしてございますが、人件費等の関係で1,713万6,000円の減額での見込みでございます。

項2、徴税費でございます。1億1,457万5,000円でございますが、こちらは徴税の賦課徴収経費でございます。3の戸籍住民基本台帳費でございますが、

2,921万2,000円でございます。計上でございます。

4の選挙費でございます。1,810万6,000円でございます。今年度26年度に予定されておりますのは、県知事、それから、県議の補欠、町長選挙、参議院議員選挙がなくなったということでの増減は142万1,000円というような形になってございます。

統計調査費でございます。187万2,000円の見込みです。26年度に行われる調査は、経済センサス、それから、農林業センサスがございます。それから、27年度本調査のための国勢調査経費についても準備のための経費見込んでございます。

6の監査委員費でございますが、66万9,000円の計上であります。

款3、民生費。項1、社会福祉費でございます。8億2,981万円でございます。こちらにつきましては、国保の特別会計の繰出金、それから、消費増税対策ということで、臨時福祉給付金事業費ということで4,500万余の皆増等々で、9,769万2,000円の増額を見込んでございます。

項2、児童福祉費でございますが、7億3,181万円を見込んでございます。計上してございます。こちらにつきましては、保育所運営費負担金の増、それから、臨時特例給付金、これの消費増税の対策でございますが、こちらも2,700万皆増等々で、5,063万8,000円の増額を見込んでございます。災害救助費につきましては、15万6,000円の計上であります。

款4、衛生費、項1、保健衛生費でございますが、1億9,492万6,000円の計上でございます。佐久医療センターの負担金がなくなったことによりまして、1億1,675万7,000円の減額でございます。

項2、清掃費。2億8,023万8,000円の計上であります。こちらにつきましては、新クリーンセンターの負担金が増というような形の中で1,314万2,000円の増額を見込んでございます。

款5、労働費でございます。59万5,000円の計上でございます。雇用促進事業補助金が皆減したことによりまして113万9,000円の減という形でございます。

款6、農林水産業費。項1、農業費でございます。こちら2億1,731万1,000円でございます。こちらは、クラインガルテン事業の増額等で1億231万

9,000円の増額で見込んでございます。

項2、林業費。1,407万9,000円でございます。こちらにつきましては、林道補修工事、これが皆増になってございまして、180万8,000円の増額で見込んでございます。

農地費でございますが、1億3,199万8,000円の計上でございます。こちらもちまちづくり交付金事業、それから、活性化プロジェクト交付金事業等々が減額になっている関係で、1億2,159万7,000円の減額で計上してございます。

7の商工費でございます。8,477万円の計上であります。工業振興奨励補助金、それから、観光協会補助金、こちらでは300万余の増になっておりますが、これみよたんグッズの製作を見込んでの計上でございます。739万9,000円の増額で計上してございます。

次の5ページをお願いいたします。

款8、土木費。項1、土木管理費。3,153万8,000円の計上でございます。

項2、土木橋梁費でございます。4億1,723万8,000円の計上でございます。都市再生整備計画事業の6億余の減額がございまして、4億6,732万9,000円の減額で計上してございます。

3の河川費でございます。979万8,000円でございます。こちら滝沢川の維持補修工事800万円余の増額で841万2,000円を計上しております。

4の都市計画費でございます。2億8,007万1,000円でございます。こちらにつきましては、下水道、公園施設整備工事、それから、下水道の繰出金等を計上した関係で533万7,000円の増額で計上です。

5の住宅費2,444万4,000円でございます。住宅移転補償料等で180万円ほどふえて、114万8,000円の増額を見込んでございます。9の消防費でございます。2億7,044万2,000円の計上でございます。こちらにつきましては、佐久広域連合負担金の1,200万余増等々で1,851万4,000円増額で見込んでございます。

款10、教育費。項1、教育総務費でございます。7,320万4,000円の計上でございます。私立幼稚園就園奨励費の増、それから、一般職人件費、職員を配置した関係で1,478万1,000円増額で見込んでございます。

2の小学校費でございますが、2億11万8,000円でございます。南小学校

の大規模改修が1億2,000万円、それから、グラウンドの整備工事等が終わったというような状況の中でトータルで604万1,000円の増額で見込んでございます。

3の中学校費、こちらは6,013万7,000円という状況でございます。前年並みでございます。

項4、社会教育費。1億3,777万7,000円の計上でございます。本年度は舞台機構の修繕工事という状況で184万2,000円の増額になってございます。保健体育費でございますが、5,258万円の計上でございます。本年度は雪窓球場の修繕、ゲートボール場の雨漏り対策等々で550万9,000円増額で見込んでございます。6の学校給食費7,307万6,000円の計上でございます。正規職員の採用等により801万5,000円の増額を見込んでございます。

11の災害復旧でございますが、農林水産業施設災害復旧費191万6,000円、公共土木施設災害復旧費490万円という計上であります。

12の公債費でございますが、7億5,255万5,000円ということで、元金の償還が始まってきておりまして、6,299万7,000円増額をお願いしてございます。

諸支出金につきましては、普通財産取得費ということで項目取りで2,000円を計上してございます。予備費に4,091万4,000円という計上で歳出合計が56億7,458万円ということでございます。

それでは、申しわけございません。予算書の8ページにお戻りをいただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。「第2表 債務負担行為」でございます。事項が静山荘改築工事補助金、期間が平成27年度、限度額が600万円ということでございます。これは、26年度着工、27年度完了を予定している静山荘の自治体からの補助金でございます。1床当たり150万円で、4床分を負担するという計画でございます。

9ページをお願いいたします。

「第3表 地方債」でございます。起債の目的といたしましては、公共事業等債が限度額で1億6,140万円、臨時財政対策債が3億円、それで、起債の方法は双方とも証書借入又は証券発行、利率につきましては、年4%以内、償還の方法に

については、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるという規定をしてございます。

一般会計につきましては、説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） この際、暫時休憩いたします。

昼食のため休憩といたします。質疑は午後 1 時 3 0 分より再開いたします。

以上です。

（午後 0 時 0 1 分）

（休 憩）

（午後 1 時 3 0 分）

○議長（笹沢 武君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

これより議案第 2 0 号の質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

野元三夫議員。

（6 番 野元三夫君 登壇）

○6 番（野元三夫君） 議席番号 6 番 野元三夫です。

2 6 年度の一般会計予算の中で 6 点ほどお伺いしたいと思います。

まず、歳入のところで、款 2 0、諸収入。項 1、雑入。8,552 万 4,000 円ですが……済みません。

○議長（笹沢 武君） ページ数を言ってください。

○6 番（野元三夫君） ページ数、歳入。済みません。じゃこちらの資料番号の 3 ページ。

○議長（笹沢 武君） 資料番号 1 ですか。

○6 番（野元三夫君） 資料番号 1 の 3 ページをお願いいたします。

こちらの款 2 0、諸収入。項 4、雑入。こちらで本年度予算ということで 8,552 万 4,000 円、それで前年度予算で 7,468 万 2,000 円、そして、2 4 年度予算では 6,137 万 8,000 円が計上されておりました、毎年約 1,000 万円ずつ増額の計上になっております。

先ほど企財課長のほうでは、今まで予算計上されてなかった項目があるんでとい

うようなお話があったんですが、そういう意味合いでいいのかどうかというのが、まず1点目。

それから、2点目としまして、今度は歳出のほうでお願いいたします。

この資料番号の4ページをお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 野元議員に申し上げます。問題を1つずつ質問していただけますか。

○6番（野元三夫君） それでよろしいですか。

○議長（笹沢 武君） はい。

○6番（野元三夫君） 3回だって質疑は言われてたもんで。一遍に……

○議長（笹沢 武君） 1問、3回ですから。

○6番（野元三夫君） よろしいですか。1つずつでよろしいですか。

○議長（笹沢 武君） はい。

○6番（野元三夫君） じゃ済みません、お願いします。

○議長（笹沢 武君） 最初の質問、土屋企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） お答えをいたします。

雑入というのは、いろいろなところに組み入れられないお金だということで、雑入という扱いをするわけですね。たまたま野元議員さん、3年間を比較して約1,000万ずつというお話でしたけれども、先ほど上程の説明でも私申し上げたんですが、平成24年度につきましては、消防団の退職報償金が1,000万余、完全に減になってるわけです。計上してないわけです。それで25年は1,189万5,000円という額を増額して25年度は計上をしております。

ただし、そこでも説明をしたように、25年度は退職になりませんでした。1年任期が延びたというような形がございまして、26年度の予算には、改めて額が5万円平均伸びるという状況も含めているということで申し上げましたので、偶然1,000万円ずつ増えただけで、雑入というのは、その年によって大きく変動するものだと思います。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 理解できました。

次に、じゃ2番目の質問いきます。資料番号の4ページをお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 資料番号1でよろしいですか。

○6番（野元三夫君） はい、資料番号1の4ページをお願いいたします。

こちらの款4、衛生費。項1、保健衛生費ということで、こちらも全額金額出ちゃってるんですが、1億1,675万7,000円という金額が載ってまして、そこで25年度に佐久医療センター整備負担金ということで1億441万4,000円引かれて、引いたとしても約1,200万円ほどの減額予算になってるんですが、その減額の理由っていうのをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 小山保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

まず、取りまとめた資料番号1ではこの仕組みは理解できませんので、予算書を見ていただけますでしょうか。予算書の84ページごらんください。

先ほど御指摘の部分なんですけども、84ページの款4、衛生費という枠の中の比較の一番下の欄に、マイナス1億1,675万7,000円ということで御指摘の金額が載っております。

次に、80ページ、款4の環境衛生費をごらんください。款4、環境衛生費の比較の欄に載っております金額がマイナスで1,348万2,000円ということでございます。款4の保健衛生費につきましては、保健関係費用と衛生関係費用が同居していることをまず御理解いただきたいと思います。

佐久医療センター整備負担金以外の1,000万円以上の減額理由につきましては、環境衛生費から小沼地区簡易水道事業会計特別会計への繰出金がなくなったことによるのが主な理由になってまいります。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 理解できました。

では、次3番目としまして、予算書の8ページをお願いします。よろしいでしょうか。債務負担行為として静山荘改築工事補助金600万円ということで計上されているんですが、どのような建物で、所在地はどこなのか。そして、どのような工事をされるのか。先ほど説明がなかったもので、ちょっと御説明を願いたいと思い

ます。

○議長（笹沢 武君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） 静山荘についてお答えいたします。

8 ページに債務負担行為として600万円を計上させていただいております。静山荘ですけれども、現在は、旧軽井沢の近くにあります社会福祉法人、法延会が運営いたします養護老人ホームでございます。養護老人ホームとは、老人福祉法に基づく老人福祉施設の1つで、主に経済的な理由などから、居宅における生活が困難な65歳以上の高齢者を養護するための施設という位置づけになっております。

債務負担行為計上の理由でございます。このたび施設の老朽化に伴いまして、社会福祉法人が約7億5,000万をかけて改築することとなっております。自己資金、借入金、県補助金を財源として改築いたしますが、それでも9,000万円の不足が生じるため、この部分につきましては入所者が在住、お世話になっている小諸市、佐久市、軽井沢町、佐久穂町、御代田町が入所者の枠に応じて負担するということになりました。

9,000万円を定員の60名で割り返しますと1名枠150万円、これは企画財政課長から説明があったと思います。御代田町からは現在4名の住民がお世話になっております。今後も入所枠4名を確保する必要があるため、150万円掛ける4枠で600万円ということになります。

本事業は、26、27年度の2カ年にわたって行われます。複年施行であること、また、年度ごとの負担率が確定していないことなどから、まずは、債務負担行為のみの計上をさせていただき、お認めをいただきたいという内容でございます。

それから、静山荘の改築予定地でございますけれども、浅間サンライン沿いの三ツ石の信号機手前を取得する予定ということで、買い取り面積は5,100平米でございます。

計画建物の概要でございますが、養護老人ホーム60床、鉄骨造の2階建て、建築面積は1,443m²、延べ床面積2,466m²で予定をされているところでございます。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） じゃこちらのほうは今旧軽にある建物から三ツ石のほうに移転新

築、それに対する補助という意味合いでよろしいのでしょうか。はい。

じゃ次に移ります。予算書の38ページお願いいたします。よろしいでしょうか。

こちらの説明欄の中に、役場庁舎整備経費として2,003万4,000円が計上されておりまして、先ほども1,900万円ほどで設計施工というような説明があったんですが、今年度は具体的にどのような動きがあるのか、ちょっと御説明を願いたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 清水総務課長。

（総務課長 清水成信君 登壇）

○総務課長（清水成信君） それでは、お答えをいたします。

この役場庁舎整備の関係につきましては、現在、役場内部での検討を始めております。新たな庁舎については、町の中心的なシンボルで町民の皆さんが利用しやすいもの、シンプルでベストなもの。それから、災害時には、防災の拠点機能を備えた施設ということで、そういった観点から考えていかなければならないということで、以前の検討委員会でもそういった答申をいただいております。

内部で事務改善委員会を立ち上げて、現在の庁舎で事務を取り行っているわけですが、そういった部分でのこと。それから、組織に関係する部分での課題ですとか、これから解決していかなければならない、そういった部分の意見集約を今まとめているところがございます。それらをまとめた中で、新たな庁舎整備の基本的な考え方ですとか、規模あるいはレイアウト等、その辺の基本的なものをまとめて、プロポーザル方式での提案を受けていきたいというような考え方でおります。

そういった中で、業者選定を行い、決まったところで具体的な内容の検討に入っていくわけですがけれども、それとあわせて同時に町内の代表の皆様を委員としてお願いをして、庁舎の整備検討委員会を組織して、同時にいろいろ検討していただくという考え方でおります。

そういった中で、基本的な部分が内容、概要等が固まった中で、その次の段階として、この予算にのせてありますように、庁舎整備の基本設計業務を委託をしていきたいと。具体化させていくという形での予算で計上させていただいております。

それに付随する部分で、その検討委員会の委員をお願いする中での委員報酬ですとか、それから、事務的な旅費あるいは委員の皆さんの視察等を考えている中での

費用弁償というようなことで今回予算を計上させていただいたものであります。

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） じゃこれは全協のところでも詳しく説明されるということなので、その説明を待ちたいと思います。

次に、予算書の65ページをお願いいたします。

こちらの目6のところでは臨時福祉給付金という事業、先ほどの説明では消費税に伴っての対応というような説明があったとは思いますが、これは少し具体的にどのような事業になるのか、説明をしていただければありがたいです。

○議長（笹沢 武君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） 臨時福祉給付金の概要についてお答えいたします。

まず、制度の趣旨でございますけれども、消費税率の引き上げが行われます。低所得者に与える負担の影響に鑑み、適切な配慮を行うため、暫定的、臨時的な措置を国として支給していく、国で支給していくものでございます。国のほうから交付金がおおりてきて支給していくものでございます。

2番目といたしまして、支給対象者でございますが、平成26年1月1日の基準日において、各市町村の住民基本台帳に記録されている市町村民税均等割が課税されていない、非課税者でございます。ただし、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族及び生活保護の被保護者は対象外ということになります。

給付額でございますが、給付対象者1人につき1万円でございます。給付額については、所得の少ない家計ほど生活に必要な食料品の消費支出の割合が高いことに踏まえ、消費税率の引き上げによる1年半分の食料品の支出額の増加分を参考に、1年半分を1回の手続で支給するというところでございます。

また、年金の特例水準解消を考慮いたしまして、給付対象者のうち、老齢基礎年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給者については、1人につき5,000円の加算ということになります。

費用につきましては、給付金及びその実施にかかわる市町村の事務費につきましても、全額国庫負担ということで100%補助となっております。それは歳入を見ていただければおわかりいただけるかと思っております。主なものは人件費、システム改修費、広報経費等でございます。

手続上のことをあと申し上げておきます。申請時期につきましては、平成26年度所得の確定、6月ごろになるかと思いますが、給付対象者の絞り込みの作業を行い、準備が整い次第ということになりますので、明確な時期については追って広報等で周知してまいりたいというふうに考えております。

給付対象者の絞り込みにつきましては、税務課と連携を図り作業を行ってまいりますということでございます。

今後の一般的な周知でございますけれども、臨時福祉給付金に関するチラシ等の配付のほかに、広報や町のホームページへの掲載等を予定しているところでございます。

なお、臨時福祉給付金と子育て臨時給付金にかかわる支給作業を一体的に進めるために、町民課と十分に連携を図り、支給に関する準備を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） そうしますと、決定、絞り込みというお話があったんですが、対象者には個別にきちんと連絡が行くということによろしいんですね。

○議長（笹沢 武君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） 対象者ってところが非常に難しいところがございまして、効果的な個別通知についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） じゃ次にいきます。

26年度の予算には、栄橋かけかえ工事と中学校新築工事と終わりました、施設改修費としてやまゆり共同作業所で420万円、人権啓発センターで808万5,000円、そして、南小学校改造ってということで1,200万円、あと雪窓球場の改修ってということで471万6,000円等々予算にのっかっているんですが、ほかにも改修予定の施設があるかどうか。それから、また、改修内容と施行予定とを御説明いただけるようでしたら、御説明お願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） それでは、まずは、保健福祉課所管のやまゆり共同作業所、人権啓発センターについてお答えをいたします。

両工事とも元気臨時交付金を活用して事業実施を予定しているものでございます。やまゆり共同作業所は、現在のエアコン、暖房がエアコンのみであるため、冬場の寒さの対策のために高エネルギーのガス熱源を利用した暖房機の導入を主に行うものでございます。

人権啓発センターにつきましては、自動ドアの枠組み周辺のモルタルの経年劣化が著しく、また、入り口の車いす用のスロープにつきましても、傾斜がきついなど、使いづらい構造となっております。

主に、玄関入り口部分の改善を行うための修繕工事を実施するものでございます。

実施時期につきましては、4月以降に設計を行い、7月前後の時期に入札等の手続きを行ってまいりたいと考えておりますが、いずれの施設も業務を行いながらの工事になりますので、設計業者と相談して無理のない工事期間を設定する予定でございます。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 重田教育次長。

（教育次長 重田重嘉君 登壇）

○教育次長（重田重嘉君） それでは、教育委員会関係の施設改修ということでお願いします。

まず、南小学校1億2,000万円でございます。これにつきましては、本年度北小を行いまして、南小についても、施設の延命化を図りたいということで、現在設計を進めております。

その主な内容でございますけれども、トイレの全面改修、洋式化を進めることでございます。それから、教室への扇風機、それから、防火シャッター、それから、床の補修、そして、外壁の塗装がえという主な予定でおります。

工期につきましては、本年の6月に議会の同意をいただきまして、契約いたしまして、来年の1月15日ぐらいまでの現在の予定というふうに考えております。

それから、雪窓球場471万6,000円、これにつきましては、雪窓球場も建築されまして一度バックネットといいますか、バックスクリーン等塗りかえをするんですが、やはりさびてきてしまっているということから、スコアボードとともに再塗装をしたい。それから、フェンスといいますか、球場のフェンス、庭の緩衝材が傷んできておりまして、そういったものの修理を行いたいというふうに考えて

おります。

それで、工事予定ですが、できれば4月当初で行いたかったわけですが、この豪雪によって町営グラウンドが使えない。それから、やまゆりグラウンドが使えない状況の中で、当面、雪窓球場を使わざるを得ないということの中で、工事の時期、ちょっと延ばしたいというふうな現在の現況でございます。ほかにも改修というようににつきましては、細かな改修がございます。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 野元議員。

○6番（野元三夫君） 今の人権啓発センターでは、車椅子対応のスロープ改修と、それから、モルタルの壁ってというような、お話があったんですが、保健福祉課が2階にあるということで、以前にも2階に体の不自由な人たちのってというようなお話もあったかと思うんですが、こちらの計画ってというのは、今のところは考えてないということよろしいのでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） 入り口部分というのは、日常来客があるところでございまして、これは緊急の整備課題でございますので、こちらのほうから手をつけるということで今回計画しているところでございます。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） これで質疑終わりにします。

○議長（笹沢 武君） 先ほど野元議員、南小の改築工事「1,200万円」でおっしゃいましたけど、「1億2,000万円」の間違いでよろしいですね。

○6番（野元三夫君） はい。1億2,000万円の間違いです。済みません。訂正いたします。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は、挙手願います。

池田健一郎議員。

（10番 池田健一郎君 登壇）

○10番（池田健一郎君） 議席番号10番、池田です。

1点お聞きしたいんですけども、資料番号1番によります5ページ目、土木費の中の道路橋梁費の中で、橋梁修繕事業7,562万8,000円というのが計上してございますが、これは細目はその調査、多分調査と、それから、中には補修と分

けて出ています。これは、幾つこの橋はやろう、修繕しようとしておるのか。また、御代田町には、その修繕の対象となっていく橋がこれからどのくらいあって、今後どのように対応していこうとしておるのか。ちょっとその辺をお聞きしたいと思えます。

○議長（笹沢 武君） 荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） お答えいたします。

まず、橋梁の数ですが、御代田町が管理している橋梁の数は全部で57橋ございます。こちらにつきましては、平成21年度に長寿命化計画、全ての57橋について調査を行いまして、長寿命化計画というものを既に策定しております。

この計画、そのときの調査の結果に基づきまして、緊急度の高いものですか、地域、一遍に同じようなところを施行できませんので、地域のバランス、通行どめしても大丈夫なのかどうなのかというような部分もございますので、そういったバランスを考えながら、順次22年度から設計を始めて、23年度から3橋、4橋ずつぐらい整備を進めてきているところでございます。

御質問の今年度の7,562万8,000円につきましては、調査測量設計委託料が2,602万8,000円、こちらの調査は、詳細設計ですが、長野新幹線をまたいでいる全部で5橋あるんですけど、これの落橋防止を早急にさせていただきたいという話がありまして、そちらの実設計の委託とJRとの設計協議、それと、面替の湯川橋、露切橋と面替橋の間にある橋なんですけど、その現況調査と、あと三ツ谷にかかっております濁川橋の調査設計、だから、全部で7橋の測量設計の委託料で2,602万8,000円。

工事のほうにつきましては、前年度に調査設計を済ませました残りの4,960万円で、舟ヶ沢にあります塩野山橋、あと面替橋、あとかりん道路国道をわたって北側になりますポケットパークのある昇竜橋、この3橋が改修前工事に入ります。ですから、来年度につきましては、この新幹線をまたいでいる5橋のうち全て一遍にはできませんので、そのうちの、2橋か3橋と湯川橋と三ツ谷の濁川橋、こちらの工事がまた来年度に送られて、来年度の調査設計につきましては、現在のところはまだ検討中で、やはり3橋ぐらいの調査設計をしながら、年度を追いながら57橋について長寿命化を図っていくという計画でございます。

年度年度ごとの予算の状況にもございますので、全体が終了するのには、何年ごろというのは見通しはたっておりません。10年以上はかかりながら全ての橋梁を長寿命化していくという計画であります。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） 一番最初の説明のありました新幹線をまたいでいるというの、どこの場所のどんなあれなのか、ちょっと理解できないんだけど。

○議長（笹沢 武君） 荻原 浩建設課長。

○建設課長（荻原 浩君） お答えいたします。

位置については、ほとんど児玉地区にあるわけですが、それより北側ていうか、軽井沢寄りにはトンネルになっておりますので、一番東側から言いますと、雇用促進住宅からずっと南へ下っていくと、新幹線をまたいで来光の裏の分譲地に向かってるのが1橋あります。

それから、佐久市方面に向かいますと、児玉の集落から墓地の近辺をまたいでるのが1橋、あとそれから、もう少し100mほどですか、200mほどですか。佐久市寄りに行きますと、新田の農地から南へ向かってまたいでるのが1橋、あとのさらにその佐久市寄り側に農地をまたいでるのが2橋連続してあります。その5つが町内に存在する新幹線をまたいでいる5橋全てでございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） ただいま説明があった橋は、新幹線建設と同時にいろいろ対応されたところなんですよ、以前はなかったものなんですけれども。これは新幹線側に責任と言ったらおかしいけど、そういう方向で持っていくことはできない内容のものですか。

○議長（笹沢 武君） 荻原 浩建設課長。

○建設課長（荻原 浩君） こちらの新幹線をまたいでる橋につきましては、例の震災を受けまして、特に高速道路をまたいでいる橋、あと新幹線をまたいでいる橋っていうのは、もう近々に、緊急的に整備して落橋防止を施さなければいけないと。その震度6強程度に耐えられるように、もし壊れたとしても路線をふさがないようにという措置を早急にとるようにとということで、国の55%だったと思いますが、その

交付金、臨時的な交付金が措置されまして、5年間でその事業を実施してくださいというふうに言われているものでございます。

道路橋につきましては、町が新幹線との協議の中で、新幹線を通すときに、必要がなければ、町が必要がなければ当然廃止になりますし、また、あるいはその当時はなくても、ここにはつくってくださいというような新幹線側、JR側との協議の中でつくった橋もございますので、その後の管理の責任は町にございます。ただ、国からそういう予算的な措置があって、落橋を防止するための起点と終点側にアンカーというんですかね、それを設置する。壊れても下へは落ちないという措置をとるものでございます。

以上です。

○10番（池田健一郎君） 議長。

○議長（笹沢 武君） 池田議員、本案に関する質疑は3回を超えますので、まとめるか質疑を打ち切ってください。

○10番（池田健一郎君） 以上をもちまして終わりにします。ありがとうございました。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手願います。

市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番、市村千恵子です。

3点ほどお聞きしたいと思います。

まず、1点目ですけれども、予算書のページ27の款18、繰入金。目1、基金繰入金の中のふるさと創生基金繰入金ということで7,750万5,000円というのが計上されておりますが、これは12月議会だったか、普通建設事業費のハード事業のみに使えるということで、26年度に実施するために基金積み立てをするという説明を受けたと思うんですけど、これはどういう事業が計画されたのか、その点についてお聞きします。

一個一個、議長。

○議長（笹沢 武君） 一つ一つにしてください。

○12番（市村千恵子君） いいですか。

○議長（笹沢 武君） 土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） お答えをいたします。

ふるさと創生基金繰入金につきましては、総額のうち70万5,000円が平成25年度中に納付いただきました、ふるさと納税寄附金でございます。残りの7,680万円が地域の元気臨時交付金分ということになってございます。

このハードに使う予定される事業でございますが、先ほどのやまゆり共同作業所の改修工事420万円、人権啓発センター改修工事808万5,000円。予算書のページを申し上げますと、やまゆりが57ページ、人権センターが65ページ、それから、土木橋梁の関係で106ページに町単独道路新設改良費ということで5,450万円、106ページですね。同じく、都市計画費の公園施設整備の設計及び工事費のうちの龍神の杜公園地下にございます久保沢川の点検通路の改修事業費として1,930万円を計上してございますので、実はこれ単独でやらなきゃいけないものもたくさんあるわけですが、こういった広域交付金を活用することで町の一般財源を有効に使うという考え方で充当させていただいております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） それでは、次ですけれども、ページ68ページお願いします。

先ほど65ページの臨時福祉給付金事業でも説明ありましたけれども、この68ページの民生費の児童福祉総務費の中でありまして、子育て世帯の臨時特例給付金、国費が全額入っているように入るほう見ればありますけれども、この内容については、こういった事業内容になるのか、その内容をお願いします。

○議長（笹沢 武君） 尾台町民課長。

（町民課長 尾台清注君 登壇）

○町民課長（尾台清注君） お答えいたします。

先ほど小山保健福祉課長からも説明がありました臨時福祉給付金と非常に類似した給付金でございますが、こちらのほうにつきましては、町民課で担当する分につきましては、これと併給調整をして支給するものでございます。趣旨としますれば、消費税引き上げに際しまして子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えをする観点から臨時的な給付措置として実施するものでございます。

また、児童手当の上乗せではございません。なお、支給対象者につきましては、基準日、平成26年の1月1日現在におきまして、平成26年1月分の児童手当の

受給者であり、臨時福祉給付金の対象者でない者及び生活保護の被保護者等でない者を基本としております。

給付額につきましては、対象児童1人につきまして1万円を1回の支給となります。費用また今後の一般的周知の方法につきましては、小山課長説明のとおりでございます、保健福祉課とともに十分連携を図って準備を進めてまいりたいと思っております。

この支給手続につきましては、臨時福祉給付金の対象となる児童は、子育て臨時給付金の対象とはなりません。そのため支給開始時期は、臨時福祉給付金のスケジュールを踏まえつつ設定することとなります。準備作業としまして、児童手当受給者リストを活用するため、まず、システム改修を行った中で、給付対象者の絞り込み作業を関係課と連携を図りながら作業を進めてまいります。そういうことの中で、今後も関係課と協議をしながら進めてまいりたいということでございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 先ほども絞り込みをして、それである程度その対象者をきちっと把握した中で対応するという事なので、ぜひ漏れのないようにお願いしたいなというふうには思います。

もう1点ですけれども、ページ76ページです。大林児童館の、76ページ、説明の欄で都市再生整備計画事業経費2,452万2,000円ということで、その中には土地購入費というのも1,266万9,000円ほど上がっております。この大林児童館、本当に利用者が年々ふえてる中で、手狭になってるっていうことは、ずっとこの間、そういう狭いということがありましたけれども、これが利用増加してくる中での増築の計画なのか、その事業の内容を説明お願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 尾台町民課長。

○町民課長（尾台清注君） お答えいたします。

市村議員のお話のとおり、大林児童館を増築するための土地購入費ということでございます。事業内容につきましては、用地取得のための用地交渉を行いますので、その旅費、用地測量、物件調査、土地購入費と、それと実施設計委託料ということで、合計2,452万に2,000円を計上させていただいております。

平成26年度は、用地取得と実施設計、平成27年度、施設の建設、平成28年

度の開館の予定で進めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） ということは、今年度は用地取得だけで実施設計だけだということですがけれども、施設運営しながらの、やはりこれも来年度に向けては工事になるわけですね。そういう点では、ぜひともその安全管理ということも含めてやっていただきたいと思えます。終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手願います。

内堀恵人議員。

（11番 内堀恵人君 登壇）

○11番（内堀恵人君） 議席番号11番、内堀恵人です。

資料番号1番の支出の款8の土木費。項4の土地計画費。ここに内容が掲げられているわけですがけれども、住宅リフォーム補助金5,000万、その下は公園と公共下水道ですから、都市計画税から投入されていると思えますけれども、住宅リフォーム補助金、これが都市計画税から投入されているのかいないのかを確認をしたいと思えます。

○議長（笹沢 武君） 荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） お答えいたします。

リフォーム補助金のほうにつきましては、都市計画税は入っておりません。資料番号1の都市計画税の部分、1ページの款1、町税。項6の都市計画税。本年度予算額で1億1,860万円でございます。先ほど質問がございました5ページの款8、項4、都市計画費の内容欄の一番下に、公共下水道特別会計繰出金2億957万9,000円とあります。都市計画税、全て入れてもまだ1億円ほど一般財源から下水道会計に入っているという内容でございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 内堀恵人議員。

○11番（内堀恵人君） 確認ですので、終わりたいと思えますけれども、建設課長、出たついでで、リフォーム補助金、昨年度が今日でたしか終わりだったと思えますけれども、予算、使い切ったかどうか。委員会の関係ですから、委員会に聞いてもいいですけれども、出たついでにちょっと聞きたい。

○議長（笹沢 武君） 荻原 浩建設課長。

○建設課長（荻原 浩君） お答えいたします。

昨年9月議会に1,000万円の追加補正をお認めいただきました。現時点で百二、三十万の残額がございます。だから、八百数十万が使われているという状況でございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 内堀恵人議員。

○11番（内堀恵人君） 終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第25 議案第21号 平成26年度御代田町御代田財産区

特別会計予算案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第25 議案第21号 平成26年度御代田町御代田財産区特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは、議案書の60ページをお開きいただきたいと思います。

議案第21号 平成26年度御代田町御代田財産区特別会計予算案について御説明をいたします。

予算書の1ページをお開き願います。

平成26年度御代田町の御代田財産区特別会計の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,290万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年2月27日に開催した管理会で同意をいただいております。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」でございます。歳入でございます。

款1、財産収入。項1、財産運用収入。本年度300万6,000円の計上でございます。2年定期で利払いなしの部分がございまして72万7,000円減の見込みでございます。

項2、財産売払収入は、1,000円の計上で項目取りでございます。

款2、繰入金。項1、基金繰入金。990万円の計上でございます。

款3、繰越金。項1、繰越金。1,000円で項目取りでございます。

款4、諸収入。項1、雑入も1,000円の計上で項目取りでございます。歳入合計が1,290万9,000円でございます。

次に、3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費でございます。1,282万7,000円の計上でございます。こちらにつきましては、委員報酬、それから、管理委託料等々でございます。

款2、項1、予備費でございますが、8万2,000円の計上でございます。歳出合計額が1,290万9,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第26 議案第22号 平成26年度御代田町小沼地区財産管理

特別会計予算案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第26 議案第22号 平成26年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長(土屋和明君) 議案書の61ページをお願いいたします。

議案第22号 平成26年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案について御説明をいたします。

予算書の1ページをお開きいただきます。

平成26年度御代田町の小沼地区財産管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ353万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年2月27日に開催いたしました委員会で同意を得てございます。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」でございます。歳入。

款1、財産収入。項1、財産運用収入。3万1,000円の計上でございます。土地貸付料、預金利子等でございます。基金の2年ものの定期で利払いのない年になります。

項2、財産売払収入は1,000円の計上で項目取りでございます。

款2、繰入金。項1、基金繰入金。350万円の計上でございます。

款3、項1、繰越金。1,000円計上で項目取りでございます。

款4、諸収入。項1、雑入。1,000円で項目取りでございます。

歳入合計額が353万4,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費。339万6,000円の計上でございます。こちらも委員報酬、それから、管理委託料等でございます。

款2、項1、予備費でございますが13万8,000円の計上でございます。歳出合計が353万4,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第27 議案第23号 平成26年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計予算案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第27 議案第23号 平成26年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） 議案書の62ページをお願いいたします。

議案第23号 平成26年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について

地方自治法の規定により、平成26年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算を、別冊のとおり提出するものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成26年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億5,077万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」歳入。

款1、項1、国民健康保険税。22%の税率改正によりまして9,578万5,000円の増額でございます。

款2、使用料及び手数料。項1、手数料。督促手数料でございます。

款3、国庫支出金。項1、国庫負担金。一般療養給付費国庫負担金等でございます。若干マイナス要因となります前期高齢者の交付金の増加によりまして789万3,000円の減額となっております。

2、国庫補助金、調整交付金等でございます。こちらも517万1,000円の減額でございます。

それから、款4、県支出金。項1、県負担金。高額共同事業負担金等でございます。140万2,000円の増額でございます。

項2、県補助金。調整交付金でございます。22万6,000円、前年並みの予算計上となっております。

款5、項1、療養給付費交付金でございます。60から64歳の方が主に対象となっております。団塊の世代が前期高齢者に移行することに伴いまして1,746万6,000円の減額となっております。

款6、項1、前期高齢者交付金。65歳から74歳の方が対象になってまいります。本年度概算交付額に加えまして、2年前、24年度の精算額を加える仕組みとなっているため1億1,772万円の増額となっております。

款7、項1、共同事業交付金でございますが、357万5,000円の増額でございます。

款8、財産収入。項1、財産運用収入でございます。24万円の減額でございます。

それから、款9、繰入金。項1、他会計繰入金でございますが、2,222万

1,000円の増額でございます。法定外繰り入れ2,000万円の増加が主因となっております。

3ページをお願いいたします。

款10、項1、繰越金でございます。本年は500万円見込んでいるのみでございまして、4,000万円の前年と比べての減額となっております。

款11、諸収入。項1、延滞金加算金及び過料。及び項2、受託事業収入、項3、雑入。ともに前年並みの計上となっております。

歳入合計につきましては16億5,077万6,000円、前年と比較いたしまして、1億1,015万1,000円の増加となっております。

続きまして、4ページの歳出をお願いいたします。

款1、総務費。項1、総務管理費。電算委託、国保連負担金等でございますが、110万9,000円の増額でございます。

項2、徴税費。項3、運営協議会費については、前年並みの予算計上となっております。

款2、保険給付費。項1、療養諸費につきましては、約3,000万円、2,930万8,000円の増額となっております。

項2、高額療養費でございますが、こちらも約1,000万円の増額でございます。

項3、出産育児一時金。項4、葬祭諸費につきましては、実績を見まして前年並みの計上でございます。

款3、項1、後期高齢者支援金等でございますが、こちらにつきましては2,902万8,000円の増額となっております。

款4、項1、前期高齢者納付金等でございますけれども、13万4,000円の増額予算となっております。

款5、老健拠出金でございますけれども、こちらにつきましては9万円の減額。

款6、項1、介護納付金でございますが、388万7,000円の増額でございます。

款7、項1、共同事業拠出金でございますが、387万5,000円の増額でございます。

款8、保健事業費でございますが、5ページをお願いいたします。

項 1、特定健康診査等事業費でございます。28万2,000円の増額。

項 2、保健事業費につきましては、15万6,000円の減額、おおむね保健事業費につきましては、前年並みの予算計上となっております。

款 9、基金積立金でございますが、こちらにつきましては10万円の計上、25万円の減でございます。

款 10、諸支出金。項 1、償還金及び還付加算金でございますが、50万円の増加ということでございます。

款 11、予備費につきましては3,261万5,000円の増額でございます。歳出合計16億5,077万6,000円、前年比で1億1,015万1,000円の増額となっております。

説明は以上でございます。御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第28 議案第24号 平成26年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計予算案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第28 議案第24号 平成26年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） 議案書の63ページをお願いいたします。

議案第24号 平成26年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について 地方自治法の規定により、平成26年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算を、別冊のとおり提出するものでございます。

予算書の1ページからお願いいたします。

平成26年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億1,434万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算に過不足を生じた場合における同一管内でこれらの経費の各項の間の流用。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」歳入。

款1、保険料。項1、介護保険料。特別徴収、普通徴収とも増加見込みでございますして1,336万9,000円の増額でございます。

それから、款2、分担金及び負担金。項1、負担金。二次予防緊急通報サービス利用者の負担金でございますけれども、前年並みの計上でございます。

款3、使用料及び手数料。項1、手数料。督促手数料でございます。

款4、国庫支出金。項1、国庫負担金でございますが、給付費増加見込みのため781万7,000円の増額でございます。

項2、国庫補助金、調整交付金等でございますけれども、こちらは52万1,000円の減額でございます。

それから、款5、項1、支払基金交付金でございます。やはりこれも給付費の増加見込みのため、330万円の増額ということで計上してございます。

款6、県支出金。項1、県負担金でございますが、やはり給付費が増加見込みの

ため613万2,000円の増額。

項2、県補助金。こちら調整交付金でございますが、ほぼ前年並みの予算計上となっているところでございます。

款7、財産収入。項1、財産運用収入。基金利子分でございますけれども3万5,000円の計上で1万9,000円の前年比増という計上となっております。

款8、繰入金。項1、他会計繰入金。やはりこちら一般会計からの繰り入れになりますが、給付費の増加のため658万9,000円の増額。

項2、基金繰入金でございますが、こちらは前年並みでございます。

それから、款9、繰越金でございますが、300万円、前年と同じ額を計上しております。

款10、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料。項2、サービス収入。項3、雑入。前年並みの計上となっております。

歳入合計10億1,434万1,000円、3,646万1,000円の前年比増額でございます。

4ページをお願いいたします。歳出。

款1、総務費でございますが、システム借上料、訪問調査員の賃金、主治医意見書作成手数料等が主な内容となっておりますが、46万5,000円の増額、ほぼ前年並みの予算計上でございます。

款2、項1、保険給付費でございますが、施設、居宅施設とも増加見込みでございまして、4,292万円の前年比増額となっております。

款3、地域支援事業費。項1、介護予防事業費。それから、項2、包括的支援事業・任意事業費ともに前年並みの予算計上となっております。

それから、款4、項1、基金積立金。こちらは前年と同額でございます。

款5、諸支出金でございますが、これも前年と同額でございます。

款6、項1、生活介護サポーター養成事業費につきましては13万7,000円の前年比増でございます。

款7、項1、ボランティアポイント事業費でございますが、そちらは前年比26万2,000円の減額計上となっております。

款8、項1、予備費でございますけれども、前年と比べますと741万3,000円の減額計上でございます。

歳出合計 10 億 1,434 万 1,000 円、前年比 3,646 万 1,000 円の増額
となっております。

説明は以上でございます。御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

挙手なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 29 議案第 25 号 平成 26 年度御代田町後期高齢者医療

特別会計予算案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 29 議案第 25 号 平成 26 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） 議案書の 64 ページをお願いいたします。

議案第 25 号 平成 26 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について
地方自治法の規定により平成 26 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算を、
別冊のとおり提出するものでございます。

予算書の 1 ページからお願いいたします。

平成 26 年度御代田町の後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによ
る。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 2,177 万 6,000 円
と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出
予算」による。

2 ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」歳入。

款1、後期高齢者医療保険料でございますが、特別徴収、普通徴収とも増加見込みで863万7,000円の前年比の増となっております。

款2、使用料及び手数料。項1、手数料。督促手数料でございます。

款3、繰入金。項1、一般会計繰入金。保険料軽減対象者が増加見込みというような状況でございます。こういった中で361万9,000円の増額となっております。

款4、項1、繰越金は1,000円の予算計上でございます。

款5、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料。項2、償還金及び還付加算金。

項3、雑入。おおむね前年並みの計上となっております。

歳入合計につきましては1億2,177万6,000円、前年比で1,215万3,000円の増加となっております。

3 ページをお願いいたします。歳出。

款1、総務費。項1、総務管理費。こちらにつきましては24万6,000円の減額。

項2、徴収費につきましては13万3,000円の減額となっております。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金でございますけれども、こちらにつきましては1,261万1,000円の増加となっております。

款3、保健事業費。項1、健診事業費。項2、保健事業費。ともに前年並みの計上でございます。

款4、諸支出金。款5、予備費。ともに前年並みの計上となっております。

歳出合計1億2,177万6,000円、前年に比べまして1,215万3,000円の増となっております。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第30 議案第26号 平成26年度御代田町住宅新築資金等貸付事業

特別会計予算案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第30 議案第26号 平成26年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の65ページをごらんください。

議案第26号 平成26年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について、別冊のとおり提出いたします。

次の予算書の1ページをごらんください。

平成26年度御代田町の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ685万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

次の2ページをごらんください。

「第1表 歳入歳出予算」歳入。

款1、県支出金。項1、県補助金。本年度予算額21万8,000円でございます。こちらは、償還に係る事務費の定額の4分の3補助でございます。

款2、繰入金。項1、他会計繰入金。一般会計より508万7,000円でございます。

款3、繰越金。項1、繰越金。項目設定で1,000円でございます。

款4、諸収入。項1、貸付金元利収入。154万3,000円でございます。

項2、延滞金、加算金及び過料は、項目設定で1,000円でございます。

歳入合計で685万円で、前年度と同額でございます。

改修資金、住宅改修資金で4件、宅地取得資金で19件、住宅新築資金で21件、

合計で44件の償還が続いております。現年分の最終償還年月は平成32年の7月となっております。

次の3ページをごらんください。

歳出でございます。

款1、土木費。項1、住宅費。口座振替の手数料、切手代、消耗品等の事務費でございますが、32万円でございます。

款2、公債費。項1、公債費。町債の元利償還金でございます。653万円の前年同額でございます。

歳出合計も685万円の前年と同額となっております。

町債の最終の償還年度は、平成31年度となっております。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第31 議案第27号 平成26年度御代田小沼水道事業会計予算案

について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第31 議案第27号 平成26年度御代田小沼水道事業会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の66ページをごらんください。

議案第27号 平成26年度御代田小沼水道事業会計予算案について、別冊のとおりに提出いたします。

次の予算書の1ページをごらんください。

平成26年度御代田小沼水道事業会計予算

総則 第1条 平成26年度御代田小沼水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

給水件数は3,900件、ちなみに、給水人口につきましては、平成25年度で7,276人となっております。給水件数戸数につきましては、3,900件ということでございます。

(2) 年間総有収水量、111万 m^3 、以降トンでございます。

(3) で、1日の平均の有収水量は3,000 m^3 。

(4) で、主な建設改良工事といたしまして、上水道改良工事総事業費は1,689万9,000円。三ツ谷にございます濁川橋の切り離し工事、西軽越生グラウンド西側で延長255mの布設がえ、あと馬瀬口ですとか、水原その他新規で約200mの布設を予定しているところでございます。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

款1、項1の営業収益。こちらが1億6,500万9,000円、水道料金ですとか、消火栓の管理料、各種手数料の収入が営業収入となっております。

第2項の営業外収益。1,988万円、こちらは基金の受け取り利息ですとか、遅延損害金、延滞金ですね。あと減価償却費に対する当該年度の補助金の相当分等が営業外収益となっております。

支出につきましては、款1、項1の営業費用。1億6,071万2,000円、こちらは、人件費、浅麓水道からの受水費、各種の水質検査手数料、光熱費、あと減価償却費、修繕費等がこちらに含まれております。

第2項、営業外費用。1,612万3,000円、こちらが起債の支払い利息、あと消費税等でございます。

第4項、予備費につきましては400万円。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,089万8,000円は、損益勘定留保資金4,089万8,000円で補填するものとする。

収入の部ですが、1項の款1、項1の企業債は、起こす予定はございません。

第2項の工事負担金842万4,000円は、こちらは新規加入金、口径にもよりますが、13万円掛ける60件のプラス消費税を予定しております。補助金につ

きましては、計画はございません。

支出、款1、項1、建設改良費。こちらが先ほど2条でございました建設改良工事プラス検満のメーターの購入費がこちらに含まれておりまして、1,867万9,000円となっております。

第2項で、企業債償還金、これまで簡易水道時代に借り入れていたものを引き継ぎますので、今年度、26年度の償還を、起債の償還、元金は3,064万3,000円ということがございます。

続きまして、次の2ページでございます。

第4条の2地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の額は、それぞれ2,150万円及び443万円である。

未収金の2,150万円につきましては、過年度までの滞納繰越額が約1,500万円と、あと現年度、平成26年度の3月15日請求分が調定されまして、収入は4月以降にずれ込んでまいります。今までの特別会計ですと出納閉鎖5月までございましたが、企業会計3月31日でびたり締めなければなりませんので、こちらが未収金扱い、請求はされているけれど納期限が満たないものが650万円ほどございます。ということで2,150万円となっております。

未払い金の443万円につきましては、臨時職員の賃金ですとか、浅麓水道の受水費など、3月分に請求があったものは4月の支払いにずれ込みますので、こちらでも企業会計3月31日で締めなければなりませんので、請求はありますが、次の月に支払いが回ってしまうというものが443万円ということがございます。

第5条は、一時借入金でございます。限度額は2,000万円と定めると。借り入れの予定はございませんが、緊急時対応のため限度額のみ定めるものでございます。

第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないということで、職員給与費の平成26年度2,475万円でございます。

交際費の5万円につきましては、塩野の上宿用水の水神祭に毎年5万円を支出しているものでございます。

次に、1 ページ飛びまして、4 ページをごらんいただきたいと思います。

平成26年度の予定キャッシュフローでございます。下から3番目、4番の現金の増減額という欄をごらんいただきたいと思いますが、今年度、予定している事業を収入と事業を全て行いますと1,775万7,000円の残りが、残があるという計算書でございます。

両簡水で、今年度の両簡水の基金の積立額は1,780万円。平成25年度1,780万円の基金積み立てを予定しておりますので、同程度の事業の執行と同程度の残額があるということでございます。

説明については、以上でございます。御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第32 議案第28号 平成26年度御代田町公共下水道事業

特別会計予算案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第32 議案第28号 平成26年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の67ページでございます。

議案第28号 平成26年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について、別冊のとおり提出いたします。

次の予算書の1ページをごらんください。

平成26年度御代田町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億7,907万7,000円

と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

次の2ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。款1、分担金及び負担金。項1、負担金。受益者負担金、分担金、現年プラス滞納繰越分でございます。1,416万円でございます。

款2、使用料及び手数料。項1、使用料。公共、特環使用料の現年分と滞繰分でございますが、2億8,548万3,000円でございます。

項2、手数料。指定工事店の申請手数料ですとか、督促手数料でございます。25万円。

款3、国庫支出金。項1、国庫補助金。処理場の長寿命化と耐震設計を予定しております。あと、下水道のBCP、長野県と共同研究を始めました。こちらの事務費の2分の1が国庫補助となっております。1,300万円でございます。

款4、繰入金。項1、他会計繰入金。一般会計より2億957万9,000円でございます。

款5、繰越金。項1、繰越金。平成25年度から100万円を予定しております。

款6、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料。こちら延滞金でございますが、160万1,000円でございます。

項2、雑入。消費税の還付金でございます。中間納税額から申告予定額を引きまして、170万4,000円の入がある見込みでございます。

款7、町債。項1、町債。整備事業債と資本費平準化債あわせまして、1億5,230万円でございます。

歳入合計で6億7,907万7,000円で、前年比2,980万1,000円の増となっております。

次の3ページをごらんください。

歳出。款1、土木費。項1、都市計画費。通年の人件費、維持管理費、先ほど申

し上げました長寿命化耐震設計の委託料等でございます。今年度予算額が1億9,568万2,000円でございます。

款2、公債費。項1、公債費。町債の償還金の元利でございます。4億8,139万5,000円でございます。

款3、予備費。項1、予備費。200万円。

歳出合計で6億7,907万7,000円となっております。

次の4ページをごらんください。

第2表 地方債でございます。

起債の目的は、公共下水道事業債と資本費平準化債でございます。限度額は、それぞれ3,030万円と1億2,200万円で、合計は1億5,230万円となっております。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、そこに、表に記載のとおりでございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第33 議案第29号 平成26年度御代田町農業集落排水事業

特別会計予算案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第33 議案第29号 平成26年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の68ページでございます。

議案第29号 平成26年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について

別冊のとおり提出いたします。

次の予算書の1ページをごらんください。

平成26年度御代田町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,030万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

次の2ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。款1、分担金及び負担金。項1、分担金。平成26年度の予定している修繕工事費の7%プラス事務費などとなっております。56万8,000円でございます。

款2、使用料及び手数料。項1、使用料。水洗化戸数155戸の使用料でございます。950万5,000円。

項2、手数料。督促手数料は項目設定でございます。

款3、繰入金。項1、他会計繰入金。一般会計より1,992万8,000円でございます。

款4、繰越金。項1、繰越金。平成25年度から30万を見込んでおります。

款5、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料。及び、2の雑入につきましては、それぞれ項目設定でございます。

歳入合計で3,030万4,000円で、前年比8万円の減となっております。

次の3ページをごらんください。

歳出でございます。款1、農林水産業費。項1、農地費。消耗品、光熱費、長土連への管理委託料、修繕費等でございますが、1,208万円となっております。

款2、公債費。項1、公債費。町債の元利償還金でございます。1,737万4,000円となっております。

款3、予備費。項1、予備費。歳入歳出調整で85万円でございます。

歳出合計が3,030万4,000円となっております。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第34 議案第30号 平成26年度御代田町個別排水処理施設整備事業

特別会計予算案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第34 議案第30号 平成26年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の69ページをお願いいたします。

議案第30号 平成26年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について、別冊のとおり提出いたします。

次の予算書の1ページをごらんください。

平成26年度御代田町の個別排水処理施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,320万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

次の2ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。款1、使用料及び手数料。項1、使用料。稼働分が102基、休止分が7基。計109基となっております。本年度予算額が574万2,000円でございます。

項2、手数料。督促手数料で、項目設定でございます。

款 2、繰入金。項 1、他会計繰入金は、一般会計より 746 万 2,000 円となっております。

款 3、繰越金。項 1、繰越金。平成 25 年度から項目設定でございます。

款 4、諸収入。項 1、延滞金、加算金及び過料につきましても、項目設定でございます。

歳入合計で 1,320 万 7,000 円で、前年比 74 万 7,000 円の増となっております。

次の 3 ページをごらんください。

歳出でございます。款 1、衛生費。項 1、保健衛生費。施設修繕料並びに博衛企業への管理委託料、事務費などがございます。本年度予算額が 686 万 7,000 円となっております。

款 2、公債費。項 1、公債費。町債の元利償還金でございます。594 万円となっております。

款 3、予備費。項 1、予備費。歳入歳出調整で 40 万円でございます。

歳出合計が 1,320 万 7,000 円でございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午後 3 時 03 分）

（休 憩）

（午後 3 時 17 分）

○議長（笹沢 武君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

――― 日程第 35 議案第 31 号 平成 25 年度御代田町

一般会計補正予算案（第 5 号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第35 議案第31号 平成25年度御代田町一般会計補正予算案（第5号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは、議案書の70ページをお願いいたします。

平成25年度御代田町一般会計補正予算案について御説明をいたします。

予算書の1ページをお開きいただきます。

平成25年度御代田町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億5,883万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億8,604万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」については、お手元にございます資料番号2で御説明をさせていただきます。

町長招集の挨拶でもございましたが、今回、25年度の第5号補正につきまして、事業費の確定等によつての減額等が主なものでございますので、主なもののみ申し上げます。

款12、分担金及び負担金。項1、負担金でございますが、町単水路改良工事の負担金52万1,000円の増によりまして、44万5,000円の増加となっております。

款13、使用料及び手数料。項1、使用料でございますが、墓地永代使用料の関

係で193万2,000円の増額をお願いしてございます。

項2、手数料でございますが、地籍調査の成果交付手数料1万5,000円の増額。

款14、国庫支出金。項1、国庫負担金でございますが、児童手当負担金の減額により1,070万円の減額。

項2、国庫補助金でございますが、まちづくり交付金事業交付金で9,500万円の減ということで、9,833万円の減で計上してございます。

款15、県支出金。項1、県負担金。こちらにつきましては、障害者自立支援給付費負担金等々で285万3,000円の減額でございます。

項2、県補助金でございますが、農山漁村プロジェクト交付金等々の減で、323万7,000円の減。委託金については1万1,000円の減でございます。

款16、財産収入。項1、財産運用収入でございますが、教育施設整備基金の利子等々の増で13万3,000円の増額。

款17の寄附金でございますが、補正額69万4,000円。ふるさと納税寄附金でございます。

款18、繰入金。項1、基金繰入金でございますが、地域振興基金からの繰入金2,000万円ということでございます。25年度の国保会計が既に危機的な状況となつてございます。専決補正での繰り入れをすることは好ましくないということの考え方の中で、ここで一応2,000万円の国保への繰り出しのための財源を基金から繰り入れるという計画をさせていただきました。

款20、諸収入。項4、雑入でございます。28万円の増額でございます。

款21、町債。既定額から6,720万円の減額でございますが、まちづくり交付金事業債等でございます。

歳入合計、既定額から1億5,883万2,000円を減じて、59億8,604万3,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

歳出でございます。款2、総務費。項1、総務管理費。これも町長の挨拶にもございましたけれども、2億円を役場庁舎整備基金に積み立てを計上いたしまして、1億8,380万7,000円の増額でございます。

項3、戸籍住民基本台帳費でございますが、システムの借り上げ料等々終わりま

して、111万9,000円の減額の補正でございます。

項4、選挙費でございますが、町議選が無投票となりましたので、448万8,000円の減額でございます。

款3、民生費。項1、社会福祉費。こちらにつきましては、介護保険特会繰出金等の減という状況の中でございますが、国保への2,000万の繰り出しを新たに計上いたしましたので、1,284万7,000円の増額となっております。

項2、児童福祉費でございますが、児童手当、保育委託料等々の減によりまして2,347万2,000円の減でございます。

款4、衛生費。項1、保健衛生費でございますが、予防接種委託料等々の減で1,465万3,000円の減額補正でございます。

項2、清掃費でございますが、こちらも、し尿処理、生ごみ、共同事業等々減額になりまして、1,787万8,000円の減額でございます。

款6、農林水産業費。農業費でございますが、クラインガルテンの設計委託料の500万円余の減等々で、1,061万6,000円の減額でございます。

項3、農地費でございますが、下藤塚水路改良工事の差金等々で、1,351万7,000円の減額です。

款7の商工費でございますが、65万5,000円の減額。元気づくり支援事業の額の確定によるものでございます。

3ページをお願いいたします。

款8、土木費。項2、道路橋梁費でございますが、栄橋かけかえ委託料の減等で、1億6,163万3,000円の減額でございます。

項4、都市計画費でございますが、下水道特会への繰出金の減等々で、1,953万7,000円の減でございます。

款9、消防費。消防本部費の負担金等々で、1,682万5,000円の減額でございます。

款10、教育費でございます。項6、学校給食費でございますが、共同調理場の臨時職員賃金、これ退職者が出まして補充ができなかった等々の関係で、101万6,000円の減額でございます。

款12、公債費でございますが、事業の繰り越し等によって借り入れる時期が変わってきております。そのために町債の償還利子が850万円の減額でございます。

予備費で調整をさせていただきますして、歳出合計が、既定額から1億5,883万2,000円を減額し、59億8,604万3,000円とするものでございます。

予算書の6ページにお戻りをいただきたいと思います。

ここで、ちょっと資料の訂正をお願いしたいんですが、款項の項の欄で、総務管理費の「管」が監査の「監」になっておりまして、通常使う管理の「管」に御訂正をお願いいたします。申しわけございません。

第2表 繰越明許費。

款2、総務費。項1、総務管理費。役場庁舎のプロポーザル委託料52万5,000円でございます。

款3、民生費。項2、児童福祉費。保育料システム改修委託料350万円。

款6、農林水産業費。項1、農業費。クラインガルテン整備事業で、2,690万円。

項3、農地費。農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業3,447万8,000円。

款8、土木費。項2、道路橋梁費。まちづくり交付金事業、道路改良の関係で、3,060万1,000円という状況でございます。

7ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございますが、こちらにつきましては、限度額のみ補正でございます。

起債の目的は、公共事業等債でございますして、補正前が5億400万円、補正後の限度額が4億3,680万円とするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法等については、変更ございません。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番、市村千恵子です。

1点、お聞きいたします。

ページ、31ページの款7、商工費の中の説明欄の中で、地域発元気づくり支援

金事業経費ということで60万2,000円。司会謝礼とかサポーター役の謝礼の減額っていうことで出ておりますけども、これは、事業が確定しての清算による減額だと思うんですけども、この地域づくり支援金事業、昨年12月に行われた婚活パーティーだったと思うんですが、この事業の成果というのはどのように捉えているのでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 飯塚産業経済課長。

（産業経済課長 飯塚 守君 登壇）

○産業経済課長（飯塚 守君） 商工費の商工振興費、地域づくり支援金事業経費60万2,000円の減額につきましては、婚活パーティーが事業完了したことによる清算でございます。

成果についてですが、男女各16名募集しましたところ、男性63名、女性33名の応募があった中で抽せんを行い、参加者を決定しました。募集中は、町企業内でもこのことが話題となり、婚活について話をする機会がふえたと聞いております。また、パーティーでは、カップル成立は1組でしたが、イベント終了後に電話番号を交換したり、その後の約束をしたりする場面も見られました。また、参加者にアンケートを行い、その中で、初めて婚活に参加しましたが、2回目があったらまた参加します、別のイベントに参加してみますとの前向きな意見がありました。その他に、御代田町を知る機会になってよかったとの意見もありましたので、当初の目的ある出会いの場の提供と、町の魅力の発信が行われたと考えております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 大いに成果が出てるということで、今年度の新年度予算にも計上されてるので、引き続き継続することも大事ななというふうに思います。

終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

内堀恵人議員。

（11番 内堀恵人君 登壇）

○11番（内堀恵人君） 11番、内堀恵人です。

1点だけちょっと聞きたいと思います。

寄附金の関係、ふるさと納税寄附金69万4,000円ということで上がってき

ておりますけれども、これは東京御代田会の関係も関連してるかどうか、それを1点。

それから、もう1点、今テレビでかなりどこの市も、町も、ふるさと納税してくれるといろんなものを、贈りものをするよというようなことでかなり成果が上がっているということをテレビでやっております。御代田町にそんな計画がこれからあるかどうか。その2点、お聞きをしたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 土屋企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） お答えをいたします。

ふるさと納税で、御代田会の関係があるかどうかということですが、特別御代田会という名前、会員であるという申し出をいただいているものはないものですから、ちょっとその辺については把握はできかねます。

それと、今回、一般質問でもそういったことが井田議員さんからも出ておるんですが、地域振興策のために、要するに地場産品を購入して寄附者に送るといような事業を展開しているところもございます。ですから、その辺については、また、いろいろな事例も勘案しながら検討してまいりたいと、こんなふう考えております。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 内堀恵人議員。

○11番（内堀恵人君） これも、今、結構成果が上がっているようなことを聞いておりますので、御代田町も、できれば計画があればいいなど。

それともう1点、東京御代田会かな、いろいろと4月に総会、それから暮れには忘年会というような形で議会のほうも行っておりますので、泣く泣くそういうこともお願いをしてもいいかなと。補助金も町から20万ですか、出ておりますので、お願いしてもいいかなと、このように思いますので、よろしく願いをいたします。

終わります。

○議長（笹沢 武君） 答弁は要らないですか。

○11番（内堀恵人君） いいです。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 3 6 議案第 3 2 号 平成 2 5 年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案（第 3 号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 3 6 議案第 3 2 号 平成 2 5 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） 議案書の 7 1 ページをお開きください。

議案第 3 2 号 平成 2 5 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 5 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）を、別冊のとおり提出するものでございます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 2 5 年度御代田町の国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3, 1 2 9 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6 億 1, 6 4 4 万 7, 0 0 0 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

歳入。款 3、国庫支出金。項 1、国庫負担金。交付額の決定によりまして、約 8 0 0 万円の補正となっております。

項 2、国庫補助金。特別調整交付金の確定等によりまして、5 0 9 万 5, 0 0 0 円

の増額でございます。

款 4、県支出金。項 1、県負担金。交付額の変更決定によりまして、29 万 7,000 円の減額となっております。

款 7、項 1、共同事業交付金。こちらも交付決定になりまして、485 万 4,000 円の増額となっております。

款 9、繰入金。項 1、他会計繰入金。企画財政課長からの説明もありましたように、臨時安定化対策事業、繰入金、一般会計からの繰り入れということで、繰り入れも含めまして 2,058 万円の増額となっております。

項 2、基金繰入金。基金全ての取り崩しを行いまして、732 万円の増額補正でございます。

款 11、諸収入。項 1、延滞金、加算金及び過料。延滞金収入の増加に伴いまして 100 万円の増額でございます。

項 3、雑入。第三者納付金収入確定によりまして 66 万 7,000 円の増額。

歳入合計 3,129 万 7,000 円の増で、16 億 1,644 万 7,000 円となります。

3 ページをお願いいたします。

歳出。款 1、総務費につきましては、財源変更でございます。

款 2、保険給付費、項 1、療養諸費。12 月から 2 月までの一般療養給付費が増加しております。5,390 万 5,000 円の増加計上、増額をお願いいたします。

項 2、高額療養費。こちら財源変更です。

款 3、項 1、後期高齢者支援金等につきましても、財源変更でございます。

それから、款 6、介護納付金につきましても、財源変更でございます。

款 7、項 1、共同事業拠出金でございますが、こちらも拠出金額が確定いたしました。1,295 万 9,000 円の減額でございます。

款 8、保健事業費。項 1、特定健康診査等事業費。実績を見込みまして、63 万 4,000 円の減額でございます。

項 2、保健事業費。ドッグ補助対象者の増加に伴いまして 48 万 4,000 円の増額補正でございます。

款 9、項 1、基金積立金。こちらにつきましては、35 万円、全額の減額でございます。

款 11、予備費でございますけれども、914万9,000円減額いたしまして、896万8,000円となっております。

歳出合計3,129万7,000円増額いたしまして、16億1,644万7,000円となります。

説明、以上でございます。御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

小井土哲雄議員。

（7番 小井土哲雄君 登壇）

○7番（小井土哲雄君） 議席7番、小井土哲雄です。

7ページ、款9、項1、目1、節1、細節の5、安定化対策事業繰入金、これ2,000万計上されておりますが、その理由と、一般会計からの法定内繰り入れであるのか、もしくは法定外繰り入れなのか、その内容について説明をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 小山保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） まず、こちらの2,000万円の繰り入れが一般会計からの法定内か、法定外かについてお答えをいたします。

法定外繰り入れでございます。12月議会、全員協議会で国保税の資料を提出させていただきました。その資料にも載せさせていただいておるところでございますけれども、近隣では、軽井沢、東御市で行っておりますが、他の市町村では実施していない法定外繰り入れでございます。

若干、この繰り入れの経緯をちょっと御説明いたします。

12月議会終了前までの7カ月の一般被保険者療養給付費の歳出につきましては、月額平均で6,500万円の内外で推移しておりました。大体6,500万円内外くらいの一月の支出ということでございました。

12月補正予算の編成段階では、一般療養給付費について増額する必要はございませんでした。ところが、12月議会中の12月の請求分が7,400万円、終了

後の1月請求分が7,600万円と、2カ月連続で歳出予想の6,500万円を約1,000万近く上回るというような状況になりました。12月支払いの医療費が7,400万円となり増加傾向が見られることについて、また、医療費について、このことにつきましては、12月の議会の総務福祉文教委員会でも説明させていただいております。また、医療費の動きによっては、3月補正の可能性があるということについても申し上げておまして、その内容については議会だよりにも掲載されております。

その後、さきに述べたとおり、翌月の1月分の請求につきましても7,600万円という高額な請求でございました。こうしたペースが3月から4月までの請求分まで続きますと、最悪で約5,400万円の不足が見込まれるというような状況となっております。このため、今回、一般療養給付費については、最悪の場合を見越して5,390万5,000円の増額補正予算を計上させていただいているところでございます。

この歳出増を補うための財源、歳入につきましては、基金の残額を全てつぎ込んで432万円、予備費を約900万円充てましたが、まだ、これでも3,800万円足りないという状況でございます。しかし、1月段階で交付が確定いたしました共同事業交付金が500万円増収、逆に町から支出しなければならない共同事業の拠出金のほうが約1,300万円減少するというところで確定いたしました。共同事業全体で約1,800万円ほどの予算の余裕ができたわけでございます。こちらを一般療養給付費に組み替えるということが可能となりました。先ほどの療養給付費の不足額3,800万から1,800万円差し引きますと、財源不足の額が2,000万円ということになります。

一般会計からの2,000万円の法定外繰り入れにつきましては、この2,000万円の財源不足を補填するために、今回計上させていただいているところでございます。

○議長（笹沢 武君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） 説明、聞いてわかったところなんですが、今回の補正予算は、多分1月ごろに行われたと思われませんか。そして、もう3月入ってますんで、その後の医療費の支出はどうなっているのかも含めて、現在の国保会計の状況を説明いただければと思います。

○議長（笹沢 武君） 小山岳夫保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

一般療養給付費の2月請求分が6,800万円でした。それから、3月の請求分が、つい最近、参りまして7,440万円でした。今後、1カ月の支払いが残っている段階での予算残額でございますが、一般療養給付費に関しましては3,773万円でございます。あと1カ月の支払いにはたえない予算額しか残っていないという状況でございます。これに、今回の補正予算額5,390万円足しますと、9,163万円ということになります。今まで一月の支払い最高額は7,600万円でした。これが、仮に最悪の場合、過去最高を大きく更新しても何とか支払いにたえる予算額を確保している状況にはございます。言いかえれば、今回の補正予算によって請求された医療費の支払いができないという最悪の事態だけはどうか回避できるような状況になっております。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） 非常に綱渡りの状況が、かいま見えることができますよね。それぞれ共同事業ですとか、いろんな部分で、たまたま余ったお金、そして、あれですね、予備費とか、基金ですか、全部使い切って、もう綱渡りは非常に危険な状況にあるように思えます。

今の説明で状況理解できました。しかし、さきの12月議会では、26年度から1カ年につき2,000万円の法定外繰り入れについて、町側からの説明があり、議会としてもこれを認めましたが、25年度については、ただいま説明ありましたとおり、委員会では説明したようですが、全体にはありませんでした。医療費が急激に伸びることも予想した予算を立てておくべきではなかったかと思います。

町長として、あらかじめ、なぜ手を打つように的確な指示が出せておけなかったか。最悪の事態を予測して指示を出すのが計画行政かと思いますが、普段計画行政を自負しておられる町長に答弁を求めます。

○議長（笹沢 武君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えします。

いずれにしても、こうした事態に陥ったということは、私の対応不足ということ

の御指摘だというふうに思います。そうした御指摘を真摯に受けとめて今後の対応に生かしたいというふうに思っております。大変申しわけありませんでした。

○議長（笹沢 武君） 小井土議員に申し上げます。本案に関する質疑は3回を超えますのでまとめてください。

小井土議員。

○7番（小井土哲雄君） また、この件につきましては、多分、月曜日の最終一般質問で、また関連してお聞きしますので、ただ、締めの部分で、また謝る姿勢の町長にはちよつとがっかりしたところがございます。

質問を終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手願います。

野元三夫議員。

（6番 野元三夫君 登壇）

○6番（野元三夫君） 6番、野元三夫です。

私、ちょっと言葉の説明をお伺いしたいんですが、今、小井土議員が質問されました一般会計繰入金、これ、一般会計の地域振興基金からってということで2,000万円というふうに町長の招集挨拶にもあったんですが、もともと地域振興基金っていうのはどういう目的の基金なのか。基金がいろいろある中で、どうしてこの地域振興基金を取り崩すっていう形になったのかっていうのを一つ。

それから、もう1点が、前のページの6ページ。6ページの国庫支出金。目1で財政調整交付金っていうことで、説明欄に特別事情による交付金っていう、特別事情っていう名目になってるんですが、この言葉、この2点をちょっと教えていただければありがたいです。

○議長（笹沢 武君） 土屋企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 法定外繰り入れ2,000万の原資ということで取り崩します地域振興基金でございますが、これはもともと約1億円ございまして、この運用益を福祉目的に使ってくださいというもので、もう十数年以上前に基金として来ております。あちこちを調査をしていきますと、この原資を福祉目的に使っていると、原資を取り崩して使っているところもあって、県にも相談したんですが、その辺についてはもう時間もたっていることだから市町村に任せるといって、も

とも福祉目的ということで、もともと国保の一般財源を普通の税だとか、そういったものを、一般財源を入れるというんじゃなくて、福祉目的に利用しなさいというものがありましたので、これであれば、何ていいますか、税の二重払いというか、そういった状況にはなっていないのだろうという状況の中で、この基金からの取り崩しをして繰り入れを行うという方針をとったところでございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 小山保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） 特別事情の交付金についてお答えをいたします。

財政調整交付金で、特別事情による交付金でございますけれども、保健事業で重点を置いた事業、その効果や実績、それによる今後、期待できる内容について国のほうに申請いたしまして、効果が大きかったと認められた場合に対して交付される交付金ということでございます。

今年度、御代田町として申請した主な内容は、1番目として、特定健康診査のフォローアップの強化、健診結果報告会を予約制にし、特定健康診査対象者だけでなく受診者全員に個別指導を実施している、生活習慣を見直す機会になっているということ。

2番目といたしまして、生活習慣病の一次予防に重点を置いた取り組み、生活習慣病予備軍や特定保健指導予備軍に対し、運動習慣を確立することを目的にモデル地区を設定し、ポールウォーキングの推奨と日常生活の中にストレッチ体操を取り入れた地区健康教室を開催しているということ。延べ人数が約300人で、事業終了地区はフォローの会を開催し、事業の定着を図っていくということ。

3番目といたしまして、国保税収納率向上に向けた取り組み、収納率が平成23年度は93.1%、平成24年度は94%と上昇しております。また、滞納整理を積極的に行い、滞納処分の強化を実施し、滞納者には資格証を発行しているということ。

こういったこの交付金ですけれども、こういった事業が評価されました。この交付金でございますけれども、獲得が大変難しく、毎年交付される補助金ではございませんが、本年度は上記の点が評価され、採択が決定されたものでございます。

なお、交付決定額は確定しておりませんが、最低でも500万円は確保できると

いう見込みのため、この額を増額補正させていただいております。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 議案上程中ではありますが、会議規則第9条2項の規定により、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

野元議員。

○6番（野元三夫君） じゃ、そうしますと、ちょっと前後してしまうんですが、今の特別事情による交付金っていうのは、療養給付費のほうに回るっていうお答えではないっていうことよろしいんですね。まず1点。

それから、今の地域振興基金っていうものについては地域福祉等に使われるお金っていうことであって、特に基金を取り崩しても問題はないっていう。なおかつ、この基金が1億円あるっていうことは、最悪、来年度、綱渡りどうなるかわからないんですが、だから8,000万円ほどは最悪の最悪、こちらのほうに投入できる金額があるっていうようなふうに認識しててよろしいかどうか。その2点、お願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） 保健事業費等に充当する予定でございます。

○議長（笹沢 武君） 土屋企画財政課長。

○企画財政課長（土屋和明君） 地域振興基金については、計画的に2,000万ずつということで、25年度につきましては、1年前倒しをしてという状況での措置でございます。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） じゃ、そうしますと、25年、26年ですから6,000万、残りが6,000万っていう形になるんですね。はい。じゃ終わりにします。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手願います。

内堀恵人議員。

（11番 内堀恵人君 登壇）

○11番（内堀恵人君） 2,000万の繰り入れについて、ちょっとお伺いをしたいと思います。

町長にお伺いをしたいと思いますけれども、町長2期目、公約の中で国保税を上げないという公約をしてきました。そして、今回、ここへ来て1億を入れ、また、

今回補正で2,000万、平成26年度に2,000万、そして22%の上げと。本
当にひどい話だと思えます。議会も議員も何やってたというようなことを12月か
ら私たちも言われております。これも町民に対してどうやって説明するのか。今回
の25年度補正の2,000万は、私たちは知りませんでした。これまた、町民に
説明をしなければならないと。先ほど町長は、済みませんでしたと言いましたけれ
ども、町民にどうやって済みませんでしたと説明するのか、町長にお聞きをしたい
と思えます。

○議長（笹沢 武君） 茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えいたします。

いずれにしても、国保会計そのものが今年度、非常に行き詰ってしまって、それ
にどう対応するのかっていうことで、我々としては国保会計の、継続できる国保つ
ていうことですね。それについて全力を尽くさなければならないということです。
国保の場合には、かかった医療費の支出に対して歳入をどう確保するのかっていう
ことになってまいります。そうした場合、今回、基金を全て取り崩した上で、年度
末に向けて財源不足となるという事態が明らかになりました。したがって、こ
の事態に対応する手段としては、2,000万円の繰り入れの前倒しという、ほかに
この対応の方法がなかったかなというふうに思っております。そうしたことから、
来年度っていいですか、新年度からは新しい国保税率によって歳入もふえて、その
中でどのように運営がされていくのかっていうことも、まだ不透明な部分あります
けども、年度末に来て非常に困難な状況にどう対応するのかっていうことで、こ
うした対応とさせていただきます。

当然、町としては、こうした国保の行き詰まりといいますか、非常に困難な状況
にあるという点については、加入者の皆様にはお知らせする必要があるかというふ
うに思っていますし、お知らせするだけではなくて、それに対してどうそれを改善
していくのかっていう方策についても明確にしていかなければならないというふう
に、それが私どもの責任だというふうに思っております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 内堀恵人議員。

○11番（内堀恵人君） 今、私は町長に、町民にどうやって説明すればいいのか、どう

いう形で納得してもらおうかと思うわけです。ただ、広報で出して、こう上がりましたと。これじゃ町民怒りますよ。説明会を各地区で開くのか、どうするのか。そのらの、町側はどういうふうを考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 茂木祐司町長。説明責任について答弁してください。

○町長（茂木祐司君） 現在のところ、この説明ということ、国保審議会の中でもどのようにお知らせしていくのかということ、私どもとしては説明会という形よりも、まずは、広報やまゆりで連載で、現状、それから対応策、その他についてお知らせしていくということとさせていただいております。現在、広報を行っているところではありますが、現在のところ国保審議会の中でもそうした対応ということでお話させていただいておりますけれども、特に必要がっていますか、それ以上の何かが必要な事態になれば、それはまた考えなければならないというふうに思っておりますが、現在、その広報を行っているところというふうに理解しています。また、現在の国保の非常に困難な状況については、それぞれの、いろんなところでの中の挨拶の中でも、その状況をお話をさせていただいて、町民の皆様にも御協力を呼びかけさせていただいている状況にあります。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 内堀恵人議員。

○11番（内堀恵人君） 町長、いずれにしても、町民に済みませんでしたと、はっきり私は言ってもらいたいと思います。この状況っていうのは大変な状況だと思いますけれども、お願いをしたいと思います。

終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第37 議案第33号 平成25年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案（第3号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第37 議案第33号 平成25年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

(保健福祉課長 小山岳夫君 登壇)

○保健福祉課長(小山岳夫君) 議案書72ページをお願いいたします。

議案第33号 平成25年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成25年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を、別冊のとおり提出するものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成25年度御代田町介護保険(事業勘定)特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ169万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,220万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。款6、県支出金。項2、県補助金。生活介護サポーター養成事業に補助金の内示等がございまして、276万8,000円の増額でございます。

款8、繰入金。項1、他会計繰入金。生活介護サポーター養成講座補助金、それから認定調査員の休職、退職等による賃金の減などにより、一般会計からの繰入金が減少いたしまして、446万7,000円の減。

歳入合計169万9,000円減額いたしまして、10億3,220万7,000円となります。

3ページをお願いいたします。

歳出。款1、項1、総務費でございます。認定調査員の休職、退職等による賃金の減少がございまして、115万9,000円の減額でございます。

款 3、地域支援事業費。項 2、包括的支援事業・任意事業費でございますが、4 万円の減額でございます。

款 6、項 1、生活介護支援サポーター養成事業費、財源変更でございます。

款 7、項 1、ボランティアポイント事業費でございます。事業の実績見込みによりまして 50 万円を減額しております。

歳出合計 1 6 9 万 9, 0 0 0 円を減額いたしまして、1 0 億 3, 2 2 0 万 7, 0 0 0 円となります。

説明、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 3 8 議案第 3 4 号 平成 2 5 年度御代田町簡易水道事業

特別会計補正予算案（第 2 号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 3 8 議案第 3 4 号 平成 2 5 年度御代田町簡易水道事業

特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の 7 3 ページをごらんください。

議案第 3 4 号 平成 2 5 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について、別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書の 1 ページをごらんください。

平成 2 5 年度御代田町の御代田町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 5 0 0 万円を減額し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,637 万 7,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

次の 2 ページをごらんください。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款 4、繰入金。項 2、基金繰入金。上水道事業への移行支援委託料及び管渠工事費などの入札差金によりまして、基金から繰り入れる必要がなくなりました。既定額 500 万円の皆減をお願いいたします。

歳入合計で 8,637 万 7,000 円となるものでございます。

次の 3 ページをごらんください。

歳出でございます。款 1、経営管理費。項 1、総務費。浅麓水道からの受水費につきまして超過水量がありませんでしたので、既定額から 100 万円の減額をお願いいたします。

款 5、予備費。項 1、予備費。歳入歳出の調整によりまして、既定額から 400 万円の減額をお願いいたします。

歳出合計で 8,637 万 7,000 円となるものでございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 39 議案第 35 号 平成 25 年度御代田町小沼地区簡易水道事業

特別会計補正予算案（第 3 号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 39 議案第 35 号 平成 25 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

(建設課長 荻原 浩君 登壇)

○建設課長(荻原 浩君) 議案書の74ページをごらんください。

議案第35号 平成25年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について、別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書の1ページをごらんください。

平成25年度御代田町の小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ122万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,546万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の2ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款1、分担金及び負担金。項1、負担金。新規加入金の増加によりまして予算額より13万円掛ける9件、ふえているということで、既定額に122万8,000円の増額をお願いします。

歳入合計で1億3,546万円となるものでございます。

次の3ページをごらんください。

歳出でございます。款1、経営管理費。項1、総務費。主な理由でございますが、4月からコンビニ収納を始めるに当たりまして、納付書を事前に用意するため、印刷費の増でございます。既定額に24万1,000円の増額をお願いいたします。

項2、施設管理費。入札差金による減額でございます。既定額から42万円の減額をお願いいたします。

款4、諸支出金。項1、基金費。こちらにつきましても、上水道移行支援入札差金により減額が生じておりますので、基金への積み立てを増額するものでございます。既定額に500万円の増額をお願いいたします。

款5、予備費。項1、予備費。歳入歳出の調整によりまして、既定額から359万3,000円の減額をお願いいたします。

歳出合計が1億3,546万円となるものでございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第４０ 議案第３６号 平成２５年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案（第２号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第４０ 議案第３６号 平成２５年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第２号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の７５ページをごらんください。

議案第３６号 平成２５年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書の１ページをごらんください。

平成２５年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２，２０１万４，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億５，６８２万８，０００円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第２条 地方債の変更は、「第２表 地方債補正」による。

次の２ページをごらんください。

第１表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款１、分担金及び負担金。項１、負担金。民間の土地造成な

どによりまして、受益者負担金の増でございます。既定額に380万円の増額をお願いいたします。

款4、繰入金。項1、他会計繰入金。下水道台帳の整備委託料及び管渠工事などの入札差金等によりまして事業費が減少いたしました。既定額から1,651万4,000円の減額をお願いいたします。

款7、町債。項1、町債。事業費の減によりまして下水道整備事業債の減額でございます。既定額から930万円の減額をお願いいたします。

歳入合計といたしまして、既定額から2,201万4,000円を減じまして、6億5,682万8,000円となるものでございます。

次の3ページをごらんください。

歳出でございます。款1、土木費。項1、都市計画費。主な理由でございますが、下水道台帳のデジタルマッピング作成業務を中止いたしました。また、汚泥処理の負担金が減額、それと入札差金等によりまして、既定額から2,201万4,000円の減額をお願いいたします。

次の公債費につきましては、財源変更でございます。

歳出の合計で、既定額から2,201万4,000円を減額しまして、6億5,682万8,000円となるものでございます。

次の4ページをごらんください。

第2表 地方債補正。

変更いたします起債の目的は、公共下水道事業債でございます。補正前の限度額4,100万円を補正後の限度額3,170万円に減額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、それぞれ補正前に同じでございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 4 1 報告第 1 号 平成 2 6 年度御代田町土地開発公社事業計画

及び予算の報告について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 4 1 報告第 1 号 平成 2 6 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは、議案書の 7 6 ページをお願いいたします。

報告第 1 号 平成 2 6 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告について

平成 2 6 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算を、平成 2 6 年 2 月 2 1 日、御代田町土地開発公社理事会において決定し、提出されましたので、地方自治法の規定により、別冊のとおり報告いたします。

内容について御説明いたします。

次のページをお開きください。

議案第 4 号 平成 2 6 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算については、さきにも述べましたけれども、平成 2 6 年 2 月 2 1 日に御代田町土地開発公社の理事会において議決をいただいております。

次のページをお願いいたします。

平成 2 6 年度御代田町土地開発公社事業計画でございます。

平成 2 6 年度御代田町土地開発公社の事業計画を次のとおりとする。

1、用地売却計画、（1）用地名、代替用地やまゆりライン。これは、大字馬瀬口字雀ヶ谷のやまゆりライン沿いの用地でございます。売却予定面積 4 7 0 平米、約 1 4 2 坪でございます。売却予定価格 1, 9 6 9 万 9, 7 7 1 円。平米単価が 4 万 1, 9 1 4 円。坪単価で 1 3 万 8, 7 3 0 円。これは、簿価でございます。簿価プラス手数料でございます。

次のページをお願いいたします。

平成 2 6 年度御代田町土地開発公社予算。

（総則）

第 1 条 平成 2 6 年度御代田町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入でございます。款1、事業収益。1,970万2,000円。第1項、公有地取得事業収益1,970万円。第4項、附帯等事業収益2,000円。

第2款、事業外収益。第1項、受取利息で1,000円。収入合計が1,970万3,000円。

支出でございます。第1款、事業原価。1,931万4,000円。公有地取得事業原価でございます。

第2款、販売費及び一般管理費でございますして、30万3,000円でございます。

第3款、事業外費用。支払い利息ということで1,000円を計上いたしまして、支出合計が1,961万8,000円で、収益的収入差し引き額が8万5,000円となります。

3ページをお願いいたします。

(基本的収入及び支出)

第3条 基本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入についてはございません。支出、資本的支出で、公社債償還金及び長期借入金償還金で1,000円の項目どりでございます。支出合計としては1,000円でございます。

次の4ページから14ページまでは内容の詳細や予定損益計算書、予定貸借対照表がございますので、これらにつきましては、後ほどごらんをいただきたいと思います。

説明は以上です。

○議長(笹沢 武君) 以上で、報告を終わります。

これより、報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、平成26年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告を終わります。

以上で、全ての議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号から議案第36号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してございます議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

―――日程第42 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を

求めることについて―――

○議長(笹沢 武君) 日程第42 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

(保健福祉課長 小山岳夫君 登壇)

○保健福祉課長(小山岳夫君) 議案書の77ページをお願いいたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法の規定によって、議会の意見を求めるものでございます。

推薦される方でございますが、住所、御代田町大字馬瀬口2252番地、氏名、山本卓男、生年月日、昭和21年8月20日生まれでございます。

任期につきましては、平成26年7月1日から29年6月30日、3年間でございます。

推薦理由でございます。山本氏は、長く民間企業で勤務された経験を生かし、平成23年7月から人権擁護委員として活動していただいております。平成26年6月30日をもって1期目の任期が終了いたします。現在、1期目ではございますが、佐久人権擁護委員会協議会での信頼も大変厚く、男女共同参画推進委員会委員長として中心的役割を担っておられます。

人格、識見が高く、また、広く社会の実情に通じておられ、地域での人望も厚く、

人権擁護委員としての適任者であることから、再度推薦をいたすものでございます。

説明、以上でございます。御意見をいただき、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、諮問第2号を採決いたします。

本案は適任することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（笹沢 武君） 挙手全員であります。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任という意見を付することに決しました。

―――日程第43 陳情第1号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情

について―――

―――日程第44 陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第43 陳情第1号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情について、日程第44 陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情についてまでは、今定例会に提出され、受理いたしました。

お手元に配付してございます陳情付託表のとおり、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託いたしますので、審査願います。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 4時29分